

反障害通信

25. 1. 18

164号

兵庫県知事選挙におけるファシズムの蠢動（2） ——知事とその支持者の「印象操作」というデマ拡散——

162号で「兵庫県知事選挙におけるファシズムの蠢動」を書いたのですが、新たな情報が出ているので、その続報とわたしなりのとらえ返しも書き記します。

選挙後の百条委員会で片山元副知事と斉藤知事への質疑応答があり、何回かの記者会見、ぶら下がり会見での情報が入っています。そして、インターネットのユーチューブ発信の動画で様々な分析もなされ、そしてTBS「報道特集」での取り上げ、そして維新系知事・市長の大阪府・市との連携協定を結んでいる読売新聞でさえスクープで知事とPR会社との関係を暴きました。権力チェックの機能を果たしてきたフリーや小さいメディアのジャーナリストのみならず、記者クラブ制度を通して権力側についてしまう傾向の強かった大手マスコミが、完全に知事から離れ、的確な批判を展開しています。ただ、県議会で全会一致で不信任を突きつけたのに、維新系の議員のなかで斉藤知事当選後に「謝罪」し、百条委員会で擁護を発言している議員が出ています。

そもそも何が問題になっているのか？

そもそも、公益通報とは何か、その保護法の意味を一番理解していないのは、知事とその側近、そして一部維新系議員です。すでに、参考人3人をよんで、今回の公益通報としてなされたことが公益通報であったという内容の意見が出されています。知事とその支持の維新系議員から、「別の意見がある」としていますが、どうも旧統一教会の弁護をしている弁護士だということにとりあげられていないようです。そもそも文書でいいからその「別の意見」なるものを出せとしています、出されていないようです。わたしは、安倍元首相が、憲法学者90%以上の違憲という意見を無視して、強行採決したことを想起するのですが、斉藤知事はもともと維新系の首長なのですが、そもそも維新内部でも全面的支持がなされているわけでもなく、国政与党でもないので、強行突破は無理筋です。

そもそも百条委員会は内部通報文書が内部通報にあたるかどうかを審議する目的で、作られた委員会です。ですから、個人情報に関することは関係ないので、個人情報保護法の観点からしてもそれは表に出さないようにという確認があったのに、知事サイドや2馬力選挙で立候補した立花孝志候補はそれを「情報を隠している」とかいうデマを流して、百条委員会とそのメンバーの個人攻撃をし（それを支持者がインターネット上で拡散させ）、立花候補は、奥谷百条委員会委員長の自宅まで押しかけ「選挙活動」なるものと称して「奥谷出てこい」「余りおどしても、自死したら困るからな」などと発言して、刑事告発されています。警察が動き出しています。

斉藤知事陣営は真逆の対応を取っている

それで、問題になるのは、秘密会で開かれた委員会の発言のデーター、そしてそもそもパソコンに入っていた個人情報は委員会として表に出さないとしていたのに、知事側近の

井ノ本元総務部長が持ち歩き職員や議員に見せていて、それが3人か5人の議員から（立花発言：言うことがコロコロ変わっています）、立花候補にわたり、立花候補はそれをきちんと検証しないままに「尾ひれ背びれをつけて」（立花候補自身の発言）、まさにそれがデマ情報になり、そのデマをインターネットで拡散させました。

そもそも、公益通報を知事サイドはデマであるとして、警察に持ち込んで捜査させようとしたのですが、警察は公益通報の可能性のあるからととりあげませんでした。また、県は、その内容とほとんど同じものを内部通報として担当の財務部で取り上げています。知事サイドの不正を告発するものですから、その時点で第三者委員会を立ち上げて、取扱いを委ねることだったのです。それを公益通報ではないと公益通報の意味も分からない専断、法律違反して、定年退職で新しい就職先がきまっていた通報者を退職延期させ、懲戒処分まで下しています。結局、資料をいろいろ残しての自死にまで至らしめています。

さて、一方で、立花候補の演説でほとんどデマの個人情報がインターネット空間で流布されています。これは知事サイドとその側近から出ていて、それを持ち歩き見せていた井ノ本元総務部長の名が上がっています。そして、立花候補に渡したひとりとして維新の増山議員に嫌疑がかけられています。それを調査もせず、第三者委員会に委ねるとしています。ダブル・スタンダードどころか、真逆の対応なのです。しかも、死者までで、そしてインターネット上での脅迫的な動きに耐えかねた議員の辞職まで出ているのですから、自分の側近や支持者から出ていること、こちらは第三者委員会など立ち上げるなどと言っているのではなく、自分でできることで、早急に調査に動くことです。そして最新の情報として、その情報が流れていることを知事は知っていて、それを制止しなかったという情報さえ出てきています。

増山議員他維新議員の知事擁護発言と擁護行動

そういう中で、選挙後の公開の百条委員会で、維新の増山議員は、公開しないことになっているはずの文書の一部を読み上げ、斉藤知事、片山元副知事の擁護質問・発言をしていました。そもそも資料として配られていない文書なので、どういう性格の文書かつかめないし、内容もつかめないことをだらだらと読み上げていました。どう見ても、文書の審議には関係のないことで、告発者をおとしめる「印象操作」の類いとしかとらえられません。そして、百条委員会の後の記者会見で2馬力選挙をやった立花候補に、知事サイドからの情報を流した（3人の議員のうちのひとり）のではないかというフリーの記者の質問に、「あなたの質問には答えないことにしています」など応答しています。失笑が起きていましたが、笑い事ではないのです。民主主義を破壊する発言です。この間あちこちで、「出禁」とか「あなたの質問には答えない」とかいう応答が出ているのですが、ジャーナリストの質問は、民衆の意見のひとつとして出ていることです。そもそも民主主義は「対話—徹底した議論と少数意見の尊重（その上で多数決による決定もありえる）」ということと小学生の頃に教わることです。その民主主義の基本的なことを無視したいなら、そのことに縛られないで活動したいのなら、議員を辞めて、街宣右翼やネトウヨとして活動することです。

クーデターという言葉はひとり歩きさせている

そもそもクーデターという言葉が片山元副知事や知事周辺、知事支持者からでていて、

ひとり歩きしている感があります。そもそも、クーデターという言葉の定義もなしに言葉を使っているのです。

クーデターというとき、そもそも力関係を押さえねばなりません。告発者は何の力も持っていません。だから、マスコミなどを通じて世論に訴えなければなりません。「世論」は、慥かに「国民主権」ということで最高の潜在的力の持ち主ですが、世論に訴え、それを動かすことを誰もクーデターなどとは言いません。クーデターは、①力の拮抗関係があるとき、不法に武力を持って政権転覆を謀ること②最も力をもっているものが、例えば三権分立などの民主主義的な制度の他の機構を、(時には武力をもつてしても) 不法に抑え込むこと、と定義できます。②は韓国で起きた意味不明(どうも大統領がインターネットの中の書き込みを追って妄想にかられたという推測さえでていますが)の戒厳令を發布して、議会と民衆の決起で、防がれ弾劾にかけられていることに見てとれます。

知事サイドの「クーデター」という妄想のようなことは、②のミニチュア版です。どうもみて公益通報の要件をみたしているものを、抑え込んで自らが処分まで下したのは、こちらこそが、不法な力の行使という意味で、クーデターとも言い得ることです。どうも、告発者が小説や日記で、「夢想」的にいろいろ書いていたとされることを「クーデター」の証拠だとか言い募ることは、およそ論理的思考をしようとしなないひとたちの妄言です。

対話型の地方自治の実現を目差すこと

そもそも、齊藤知事は大阪の維新政治で職員として働いていて、そこで維新に押されて兵庫県の知事選で当選してきたひとです。維新政治は、大阪を軸に、トップダウン・上意下達の政治を、職員をスケープ・ゴートにして叩き、労働組合つぶしをし、特定のマスコミを記者会見でつるし上げ、公開討論会の場で異見を言う高校生を威圧的な言葉で泣かせるなど、まさにパワハラ的政治体制をつくりあげてきたのです。その同じようなことのひずみが、齊藤兵庫県政治、岸和田市長の性加害事件など、数々の事件を生み出しているのです。だからこそ、きちんとそのことの検証という意味も込めて、兵庫県での動きを追っていかねばなりません。

今、地方自治ということで、杉並区政やそれに呼応した対話型の地方自治を生み出そうという動きも出ています。それらのとらえ返しのなかで、国政レベルでも「戦争の反対は平和ではなく対話だ」という言説も出てきています。

そういう念いをもって、兵庫県政を追っかけています。

民主主義論については、長くなるので次号巻頭言で書きたいと思っています。

(み)

(「反差別原論」への断章) (94) としても)

読書メモ

地域自治からの民主主義論を展開している内田聖子さんの本。それに連載中の[廣松ノート(7)]の『存在と意味』の4回目です。

・内田聖子『デジタル・デモクラシー ビックテックを包囲するグローバル市民社会』地平社 2024

内田さんは、新しい地方自治の試みで岸本杉並新区長を生み出した仕掛け人のひとりです。で、YouTubeの情報発信チャンネルのデモクラシー・タイムスに出て、自己紹介していた本です。出版社は、数冊の面白そうな本を出して新しく立ち上げた会社です。

最近、中学生できちんと問題をとらえて、YouTubeでいろいろ発言するひとが出てきているのですが、そのひとが、いつまで間接民主主義をやっているのか、直接民主主義でやっていくことだ、という趣旨の話していました。わたしもそんなことを考えていて、予断と偏見に囚われていないと当然そういう話とリンクしていくのだろうと考えて、文も書いていました。そのことで、インターネット——デジタル世界の可能性の話につながっていくのです。ところが、この本の導入部は、むしろ話は情報管理・操作の話から入っていて、また金儲け主義の資本が欲望の生産・再生産のためにビック・テックが暗躍しているという話も出て来ます。むしろ、インターネット世界の危うさの話から、入っています。「デジタル・ファシズム」とも言いえる状況です。

かつて、公共事業が大手ゼネコンに金儲けさせるための事業になっているという批判が出ていましたが、それが今日的には大手IT事業の金儲けのために、政治が動かされている事態になっています。この本の中には出てこないのですが、マイナンバー健康保健証で紙の保険証を廃止するというで起きていた混乱がそのことを如実に表しています。河野太郎デジタル担当大臣が、きちんと何が問題になっているのかを押さえず、対話もしようとせず一方的に押し付けるファシスト的手法で、大混乱を引き起こしています。まさに、デジタル・ファシズムなのです。

ですから、デジタルという技術をいかに利用し得るかというときに、そもそもデモクラシーの確立をし、そして何のためにそのことをするのかということをしちゃんと議論しえる基盤を作らないと、まさにデジタル・ファシズムになっていくのです。後半は、そういうせめぎ合いのなかで、デジタル・デモクラシーと言ええるような状況がでてきていることを示してくれています。絶望に陥らせないという著者の指向がそのことに示されているとわたしはとらえ返して、希望を見出せる本になっています。

この本の内容を逐一おさえる作業をしたいところですが、目次を編集しつつ挙げることによってそのことに換えます。

目次

まえがき

第1章 <わたしの顔>を取り戻せ！

全米初の顔認証の使用禁止条例——サンフランシスコ市

監視国家化してきた米国

トランプ政権でさらに深刻化した監視体制

次々と広がる顔認証禁止条例——コミュニティの力

全米各都市で規制条例が誕生

企業も対応を転換、闘いの舞台は連邦議会へ

逆風——企業・警察による“巻き返し”作戦と、分断される世論
日本では顔認証技術が次々と導入

第2章 監視広告を駆逐せよ

データ・マイニング（採掘）とターゲット広告
採取の構造——苦しむ中小企業
曖昧な効果
相次ぐ変更、不親切なサポート体制
進む垂直統合と寡占化——広告代理店も支配下に
欧州と米国で進むターゲティング広告の規制
揺らぐ [広告神話]

第3章 キッズ・テック 狙われる子どもたち

子どもの世界で拡大するターゲティング広告
ビッグ・テックとビッグ・フードの結託
デジタル環境が増殖させる肥満
その他のターゲティング広告
自主規制の限界——規制当局とビッグ・テックの攻防
日本には子どもを守る規制がない

第4章 暗躍するデータブローカー

データブローカーとは
監視資本主義を推進するデータブローカー
位置情報も頻繁に売買されている
監視されてのではなく私たちが企業を監視する
データブローカーに特化した規制を

第5章 アルゴリズム・ジャスティス

解雇されたAI倫理研究者の挑戦
AIによる差別の拡大・固定化
「数学破壊兵器」としてのアルゴリズム
規制の動き
よりラディカルで、根本的な改革を

第6章 小農民の権利を奪うデジタル農業

インド新農業法に反対する農民
フェイスブックとインド企業の協働
ビッグ・テックの農業
大規模農家に有利なデジタル農業
ギグワークの拡大と地域の小規模商店の破壊
デジタル技術が促進する土地の金融化
農と食に関するナラティブ（物語）を変える

第7章 「ゴースト・ワーク」を可視化する

——グローバル・ジャスティスとデジタル植民地主義

デジタル経済を変える「見えない労働」
AIが必要とし、生み出す人間の労働
法規制のない非対称な労働市場——取引のコストはすべて働く側が持つ
業界の是正を求める取り組み——連帯しはじめるゴースト・ワーカーたち
労働者としての権利を求め相次ぐ訴訟
デジタル植民地主義か、公正な仕事の配分か

第8章 ロビイストから民主主義を取り戻す

ワシントンからブリュッセルへ——舞台の移動
政府・議会との闇の回転ドア
自社メディア・広告を使用した反規制キャンペーン
強固なロビー・ネットワークとしての研究者・機関
新たなロビー戦略——「物語をリセット」する
欧州のAI規制法案成立の裏側——ロビイストの動き
公共の利益、民主主義に基づくテクノロジーを

第9章 アマゾン帝国を包囲する

ジャイアント・キリング——たった一人の闘い
組合の結成に奔走
大混乱のアラバマ州の組合結成——妨害を押し返す
変わる潮流——ビッグ・テックへの包囲網
国境を越えて広がる包囲網
そして、アマゾンジャパンでも

第10章 スマートシティを民主化する

——恐れぬ自治体(「フィアレスシティ」のルビ)の挑戦
「グーグルによるスマートシティ」への挑戦
賢明な都市への転換
恐れぬ自治体・バルセロナ
市民が市政へ参加するためのプラットフォーム
プライバシー保護とデータ・コモンズ
スマートシティを人々の手で民主化する
グローバルに広がる自治体ネットワーク

第11章 民主主義という希望

私たちが生きる世界の現実
闘いの相手は誰か
反撃はいつでも人々が生きる場から
集団行動の力
もう一つの希望のありか

あとがき

注
本書で紹介した世界の市民社会組織、運動、独立系の研究機関・メディア

最後に特に印象に残ったところを切り抜きメモとして残します。

「『アルゴリズムとは、客観的で正しく科学的なものではなく、プログラムに埋め込まれた『意見』なのです。誤ることもあれば、善意に基づいても破壊的な影響を及ぼすこともある。アルゴリズムを信用させたり恐れたりするのも、マーケティング上のトリックです。みんな数字を恐れつつ信用していますから」／QRCAA（オニール・リスクコンサルティング&アルゴリズム監査<会社名>）は、クライアント企業のアルゴリズムの設計や利用方法、データの獲得方法やコードの試験方法、システムのメンテナンスなどの情報を精査する。その際の指標は、①データの安全性（データにバイアスが含まれていないか）、②成功の基準（開発者が「成功」と定めた基準が間違っていないか）、③正確性（アルゴリズムが誤りを起こす頻度や対象の分析、失敗した時の損失規模など）、④アルゴリズムの長期的影響（社会や人々に及ぼす負の連鎖がないか）、だ。監査を通じて経営者はもちろん社内のプログラマーたちが倫理の課題に気づき議論を始めることが重要だと彼女（データ・サイエンティスト、キャシー・オニール氏）はとらえている。監査中は何度も、「アルゴリズムが成功した場合、誰に影響がありますか？」「失敗した時、被害を受けるのはどんな人たちですか？」と問いつづける。／「私たちはアルゴリズムの時代に何の準備もなく到達してしまいました。アルゴリズムは完璧でも公平でもなく、過去の行動パターンを成文化し、自動的に現状を維持するだけです。しかも民間企業が自ら使用したり政府機関に販売したりする『私的な権力』です。『民間なら競争が働くから市場の力で解決するのでは？』と思っても、そうはいきません。不公平は多大な利益を生み出しますから、だからチェックし、公平性を高める必要があるのです。」 102-3P

「『データ・サイエンティストに伝えたいことは、私たちが真実を決めるべきではない、ということです。私たちは、社会に生じる倫理的な議論を解釈する存在であるべきです。そして、それ以外のみなさんに伝えたいのは、この状況は『数学のテスト』ではなく『政治闘争』であるということです。専制君主のようなアルゴリズムに対して、私たちは説明を求める必要があります。ビッグデータを妄信する時代は終わらせるべきです。』（オニール氏）」 106-7P

「しかし、小規模農家たちが提起しているのは、新たに登場する技術によって得られたデータは誰のもので、誰が管理するべきものか、それは地域の発展につながるものなのか、技術は誰の、何のためにあるのか、という問いなのだ。」 126P

「『デシディム』（カタル語で「私たちが決める」の意味）」 209P→「ボトムアップ」 211P

「『個人データは企業や政府のものではなく、それを持つ人自身のものである』」 213P——

「『共有材＝データ・コモンズ』」 213P

「ブリストル市の事例はとても小さくてシンプルな取り組みだが、データや技術によるパワーシフト（権力性の変革）の根源的要素が含まれ、技術は誰のためにあるのかを明快に私たちに伝える。このような市民参加型センシングの取り組みは、後に「ブリストル・アプローチ」と名づけられ、他の自治体でも実践されている。」 218P

「自治体におけるデジタル化の本来の目的は、行政の透明性の向上と住民参加の推進による、自治と民主主義の深化であるべきだ。」 223P

「しかしそれでも、私たちは立ち止まり、もう一度問うてみなければならない。「私たちはどのような世界に生きたいのか。そしてどのような未来にしたいのか」と。」 230P

「欧州では二〇一〇年代以降、デジタル分野での包括的なルール形成が大きく進んだ。第2章などで言及したEU一般データ保護規制（GDPR）やAI規制案、そして二〇二二年一月に施行されたデジタル・サービス法（DSA）、二〇二三年五月に施行されたデジタル市場法（DMA）だ。」 236P

（本文の最後の文）「二〇二二年五月、ユネスコ世界報道の自由デー世界会議の閉会スピーチにて、ズボフ教授は「デジタルは民主主義の家に住まねばなりません。これからの数年は厳しいものとなり、不屈の精神と決意が必要にされます」と、監視資本主義との闘いを厳しく展望した。／その演題は、「Democracy Can Still End Big Tech's Dominance Over Lives」。／私たちも、同じ決意をもってこの言葉を繰り返そう——ビッグ・テックによる私たちの生命の支配を終わらすことができるのは、やはり民主主義なのだ。」 244-5P

（「あとがき」から）「デジタル社会の終点は、ディストピアでもなくユートピアでもなく、人々が社会経済的に尊厳ある暮らしをし、未来に希望を抱ける当たり前社会であるべきだ。私たちの世代で実現できなければ、次の世代、そしてまた次の世代へと、変革のための力をつないでいこう。」 249P

たわしの読書メモ・・ブログ 682 [廣松ノート (7)]

・廣松渉『存在と意味 1—事的世界観の定礎』岩波書店 1982 (4)

第一篇 現相的世界の四肢構造

第三章 現相的世界の四肢の相互媒介の構制

第一節 所知的二肢制の構制

（この節の問題設定—長い標題）「現相的所知の二肢的契機たる「現相的所与」と「意味的所識」とは、それぞれが自存するものではなく、関係態の“項”的契機なのであるが、前者が後者「として」能知的主体に対妥当する当の関係性をわれわれは「等値化的統一」と呼ぶ。——この等値化的統一たる「として」は、「異(相違性)」と「同(同一性)」との原基的な統一態であり、“繫辞的存在制(デアル)”よりも一層根源的な規定である。——現相的所与が意味的所識として能知的主体に対妥当(「ゲーゲンケルテン」のルビ)する「等値化的統一」は根源的象徴的結合(「シムボレイン」のルビ)であって、この象徴的結合の両項という視角で把えるときには「現相的所与」を「能記」、「意味的所識」を「所記」と呼ぶことにする。」 149P

第一段落——フェノメナの分節状相の捉え返し 149-59P

（この項の問題設定）「われわれは第一章第一節このかた、叙述の便宜上、現相的分節態(「フェノメノン」のルビ)が既成的に現前する場面¹に止目するかたちで議論を進め、謂うなればそれが像的(「ビルトハット」のルビ)に纏まったフェノメナには眼を向けても、現相(「フェノメノン」のルビ)が現相(「フェノメノン」のルビ)として顕現する構制は姑く措いてきた。われわれとしてはフェノメノンの顕現(sich zeigen=自己現示)を支えるフェノメナリティックな構制にも留目しつつ、フェノメナの分節状相(さしあたり、所与が所識として分

節的に現前化する状相)を把え返しておかねばならない。」 149P

(対話①)「ここであらかじめ論件の一端を予示する含みで問題を提出しておけば、「異」とか「同」とかは、直接的に現前する現相的分節態の一斑なのであろうか。それとも、反省的に定立される概念なのであろうか？ 勿論、「相違性そのこと」「同一性そのこと」といった次元になれば、それらはいわゆる感性的直覚によって把えられるものではなく、反省的に把握される概念の次元に属するであろう。しかし、例えば、街頭で出会った人物をあの旧友として直覚的に再認する場合の“再認的同一感”や二羽の雀を見て直覚的相等視する場合の“較認的同一感”のごときは、感性的な次元での直覚ではないであろうか？ 或いはまた、替玉を見破る際の“弁別的相違感”や、別物を認知する際の“区別的相違感”のごときは感性的直覚ではないであろうか？ これらのケースにおいて、反省的措定や当の認知の理由づけに先立って“同一性”や“相違性”が直証的に覚識されていることは誰しも認めるであろう。このさい、同一性・相違性といっても、固よりそれは概念的規定ではなく、“感性的認知”の域にとどまる。とはいえ、それは一廉(「ひとかど」のルビ)に「異」「同」のフェノメナルな顕現と言えるのではないか。——人はここで、かつてエーレンフェルスなどが「相等性」Ähnlichkeit や「相異性」Verschiedenheit を形態質 Gesaltqualität と認めた故知を想起することであろう。——或る種の論者たちは、そのことを容認したうえで、しかし、「異」「同」のごとき直覚は「高次的直観」であると言い、異なるし同という関係のもとに立つ両項それぞれの認知がより基底であると主張する。だが、果たして「異」や「同」という関係は、当の関係のもとに立つ両“項”によって先立たれるのであろうか？ 却って、異なるし同のほうが、謂う所の“項”に立つフェノメノン^①を当のフェノメノンとして顕現せしめる基底契機ではないのか？ ——もしそうだとすれば、「異なるし「同」ということは、最も基底なカテゴリーということになる。——この問題に答えるためには、恐らく、「異(相異性)」や「同(同一性)」ということ^②を概念的に括って初めから単層化してしまうことなく、幾つかの位階に分けて検覈(「けんかく」のルビ)して行くことが必要であろう。そして、そこにおいては、「異」と「同」とを初めから同位・同格に扱うことの可否もおのずと検討されることになる筈である。」 150-1P

(対話②)「諸、フェノメノンが現前するという事態は、心理学流に言えば、「地」Grund を背景にして「図」Figur が顕出している事態に照応するであろう。反省的ないし第三者的に構図を言えば儘かにその通りである。がしかし、最も原基的な場面では、当事者的能知にとっては地は覚知されず、もっぱら図だけが現前する。例えば、簿明の中で何かしら或る色(「もの」のルビ)が見え始めるとか、静寂(「しじま」のルビ)を破って或る音が聞こえてくるとか、皮膚上に何かを感じられるとか、このたぐいの体験にあつては、原初的には地=背景たる薄明・静寂・皮膚は知覚されず、現前するのは“図”だけである。尤も、このさいの“図”たるや、明確に規定された「図」として覚知されるのではなく、原初的には“何かしら或るもの”としか名状のしようがない。——斯かる原基的な事態においては、要言すれば、「地」と「図」との分化ということは反省的学知にとって存立するにすぎず、図の現前と称しても“図”はまだ即自的である。この事態に関して、学知の立場からは、無意識的状态から意識的状态への変移とか“無”を地にしての“有”の現出とか、図の即自的知覚とか、称することもできよう。が、われわれとしては、後述の諸階梯との区別

上、この事態を以って「端的な或るもの」(etwas schlechthin)の現前と呼ぶことにしよう。
——この「端的な或るもの」の現前において体験されているのは何事であろうか。それは
まだ或るもの=図の明識ではない。それは、或るものの分凝的現出、すなわち“無地”か
らの分出と規定しても過大であり、たかだか「異一化」(ver-schieden)と呼ぶべきであら
う。この「異一化」は、あらかじめ二つの項があってそれら両者を区別立て(unterschieden)
する意識態ではなく、それによってはじめて端的に「或るもの」(etwas)が“無=地”から
分離して“図”となるごとき原基的態勢である。それは、しかも、音(「ただ」のルビ)に学
知にとってのみ存立する事柄ではない。爰に謂う「異一化」こそが最も原基的な体験であ
る。」151P・・・『反差別原論』の端初を、「差異」&「異化」として展開しました。

(小さなポイントの但し書き)「——われわれはいまここで「異一化」ということの感官生理
学的な説明を試みようという心算はないが、次の事は留意に値するであろう。一定の刺戟
が識閾値以上の強度で現実に到来していても、生化学的な平衡状態を現出するといわゆる
「慣れ」(habituation)を生じて覚知されなくなる。畜翫的走査といった能知的主体の側の
無意識的能動に因るにもせよ、ともかく刺戟の与えられかたに変異が存する場合に限って
感性的知覚が生ずる。感覚機構の機能的状態における生化学的な平衡という“同一性”を
破る“差異性”の存在が感性的知覚の現成にとって必要条件をなしているわけである。一
一ところで、この「異一化」という最も原初的な「異」の覚識に対して、或る種の論者たち
は一種の「同一性」が先行すると考え、その同一性の覚識を俟って甫めて「異一化」も成
立すると主張する。論者たちによれば、いかに没規定的ではあれ、「或るもの」が等の或る
同じものとして現前するかぎりにおいてのみ謂うところの「異一化」も体験されるのだ云々。
だが、実態は果たしてそうであろうか？ 反省的な見地において、今問題の「或るもの」
に統一性という概念を適用することは勿論可能である。体験の当事主体が「或るもの」の
“自己同一性”を認知する場合もありうる。がしかし、それは図と地との対自的分化の局
面のことであり、今問題の「端的な或るものの現前」という場面に左様な「同一性」の覚
識を持ち込むのは次元の交錯と言わねばなるまい。原初的な「異一化」の場面で“同”の
覚識が言われるとすれば、それは当の「異一化」の事態(ここでは「或るもの」はまだ明確
な図柄になっておらず、いずれにしても流動的である)そのことの現前(現出しつづけている
こと)に関する準反省的な意識においてであろう。フェノメナルな体験に即するかぎり「異
一化」における異の覚識が原初的であり、これと同位な、況んや、これに先行する“同”
の覚識は、たかだか、「異一化」に関する準反省的な意識においてはじめて後件として現れ
る。」151-2P

(対話③)「謂う所の「異一化」の事態は、やがて消失して“無意識的な状態”へと帰入する
時もあるが、一般には、その埒に止まることなく、心理学者の謂う「地」をも現前化する。
茲において図と地との分化的状相が対自的に体験される。」152P

(対話④)「「図」が「地」との対照的な相で現前するに至るとはいつても、当初はまだ、地
は没概念的であり、“地”は先の「端的な或るもの」に庶(「ちか」のルビ)い。先の例でい
えば、それは薄明や静寂が現前化した(意識にのぼった)事態ではあるが、このさい、「薄明」
とか「静寂」とかいう規定は第三者的な記述であって、そのようなものとして認知的に体
験されているわけではない。図と地とのこの即自的な分化においても、例えば、“白地”の

上ないし中に“赤丸”が見えるというように、日章旗(「ひのまるのはた」のルビ)の一全体が“無—地”から顕出するという構図になっている。そのかぎりでは、日章旗という一全体が嚮の「或るもの」の位置を占め、この或るもの(“図”)が白地と赤丸とに分節化しているという錯図的な二重構造を呈すると言うこともできる。現に、日章旗全体を以って“無—地”から「異—化」的に現出している「端的な或るもの」と見做さねばならないようなケースもある。がしかし、爰での主題は、赤丸と白地といった「図」と「地」の分化である。——地が「地」として現前するのは“無”を背景とする「異—化」においてではなく、「図」との「区—別」においてである。図の側に即しても、それは何らかの内在的な規定性の対自化の故に図として区劃されるというよりも、「区—別」という「異」の意識と相即的に「地」と「図」とが分節化するのである。」152-3P

(小さなポイントの但し書き)「——或る種の論者たちは、関係に対して項を先立てようとし、また、相違性に対して同一性を先立てようとする既成観念囚われて、この事態に関して次のように主張する。すなわち、図と地とが区別されるのは、当の区別項のそれぞれが、例えば、赤と白、円形と四角形というように各々認知され、かつ、それぞれの自己同一性が認定されていることを俟ってである云々。成程、赤と白とか、円形とか四角形とかいう“概念態”が十全に形成されるだけの経験を既に積んでいる人々においては、図と地との対照的な区分を明識するよりも、むしろ、与件を赤い或るもの(円形の或るもの etc.)として直覚的に認知することであろう。そして、図と地との区別性は、しかじかの相違性という明識を伴うかたちで、却って反省的にあとから意識される。しかしながら、そのような形成済みの体験を今問題の場面に持ち込むのは位階の交錯というものである。原初的な体験の場面においては、赤が赤として意識されるわけでも、円形が円形として意識されるわけでもなく、まずは「区—分」という「異」の意識態勢において“地”と“図”とか分化するのであって、両項の各々が初めからポジティブにしかじかの或るものとして基底的に意識されるのではない。勿論、学知的な反省の見地からいえば、図が地から分化的に顕出するのは、図の部分と地の部分とが、無差別的に一様ではなく、一定の差別的規定をもっているからには違いない。がしかし、当の差別的規定があらかじめ明識化されてのちに“図”と“地”とが分化するのではなく、まずは端的に「区—別」相が現前するのであって、区別相の持続的自己同一性や、区別項それぞれの自己同一性は、準反省的ないし反省的な局面ではじめて対自化されるというのが実態であろう。——」153-4P・・・異化の先行性

(対話⑤)「ところで、「地」と「図」とが対自的に「区—別」されている事態にあっても、図と地とは同位的ではない。図と地とは反転する場合さえあるのであってみれば、両者の区別は絶対的な区別ではない。しか、一方が図として(他方が地として)現出しているかぎり、図のほうが地よりも“明識度が強い”とでも呼びうる態勢になっている。そして「図」が明瞭に意識されるや“地”は“無化”される傾動にある。第三者的にみれば、図と地とのいずれがより流動的であるか、一概には言えない。例えば、青空を背景に翩翻(へんぱん)と翻(ひるが)える日章旗のごときは、図のほうが地よりも却って流動的と認めうる。しかし、それは反省的に認められることであっても、「図」は同一体制の相で持続的「図」として(「地」と「区—別」して)覚知されつづける。この相にある「或るもの」=「図」は、それが当の或るものとして、すなわち、当体的同一性の覚識において現前するかぎり、「端的な或る

もの」(etwas schlechthin)一般と区別して「其れ」(es)と呼ぶことができよう。」154P

(対話⑥)「図」の“当体的同一性”は、第一章第二・第三節でも述べた通り、図そのものの内在的規定の自己同一性の認知にもとづくというよりも、さしあたり「地」との区別性の反照(「レフレクション」のルビ)であり、「図—地」分節の構造的安定性の投影なのであるが、——体験する当事意識においては、地が“無化”される傾動に伴って、地との区別性、ならびに、「図—地」の区別性の“同一体制”そのことは必ずしも明識化されないため——、それは当該「図」自身の自己同一性という相で体験されるのが常態である。(そして、「其れ」が同一体制=持続相で知覚されつづけたり、継時的に「其のもの」として再認識されたりするところから、これら再認的「同」の意識態において、「其れ」(当体)がやがては“実体的自己同一者”の想念を機縁づけることにもなる。)」154-5P

(対話⑦)「議論を今一步進めておこう。「図」と「地」は反転相で覚知されうるし、時としては、「図」と「地」とが同位的に覚知される位相もある。尤も、図と地とが同位的に覚知される場合には、「図」と「地」なのではなく、“無=地”を背景にして顕出する両つの「図」と言うべきかもしれません。が、ともあれ、同位的な図と地と呼ぶにせよ、両つのと呼ぶにせよ(われわれとしては後者の呼び方を撰ぶ)、両つの「其れ」が区別性の意識態において現前する位相、今やこの事態が論件である。——両(「ふた」のルビ)つの「図」が現前する場合、両者が相接しているケースは稀であって(ということは、すなわち、“図”と“地”とが同位的に“無=地”を背景に顕出する体験は稀であって)、一般には、例えば白地の上に両つの黒丸が見えるというように、“共通の地”を背景にして、両つの図が離在的に顕出する。このさい、しかし、そもそものはじめから二つの黒丸という二つの図が現出していたのだと見做すのは体験的実態に合わない。もとより、第三者的な反省の見地からすれば、二つの図が当初から存在したと言われるであろうし、当事者自身が現に最初から二つの黒丸という別々の図を覚知するというケースもありえよう。通常は、しかし、白地に二つ(三つ以上でも可)の黒丸の諸部分が図(ein Figur)として分節する。黒丸どうしが一定の距離をもっているとか、黒丸が幾つもあるとか、このようなことは、どのみち、白地の部分=地、黒丸の部分=図との原基本的な区分にとっては関わりがない。離在的であるとか、しかじかの個数あるとかいうたぐいのことは、図の「錯図化」を俟ったうえでの反省に属することであって、原基本的には、地の部分と図の部分とへの二元的な「区—別」が直接的な体験である。このことは“図”が「端的な或るもの」の域にある次元や、“図”と地との分節化が一たん対自化されたのち、地が“無化”されている位相に徴すれば、(当の「図」が事後的・反省的に「錯図」化され、そこに二つの図が分出されえようと)絮言を須いまいであろう。」

155-6P

(小さなポイントの但し書き)「——図の「錯図」化、すなわち、当初は“一つの”図としてしか覚知されていなかった或るもの=図が構造的な分節相を呈するようになる機制には、例えば、赤丸と白地という「図—地」成態が青空という「地」から顕出するというように、第一次的な「図—地」成態の全体が「其れ」とし「図」化されるケース、および、例えば、顔の略画という「図」が眼・鼻・口といった分節を含む構造成態の相で顕出するというように、第一次的な「図」が内部的に分化して錯図化されるケース、この二つを一応区別することができる。尤も、後者のケースにおいても、眼なる眼、口なら口の周辺が“地化”

されるのと相即的に眼や口が「其れ」として覚知されるのであり、「図—地」の「区—別」の新過程と相即的である。このかぎりでは、両ケースの区別は相対的なものにすぎない。しかし、両つの図が両つの図として顕現するのは、前者においては第一次的な「図」と「地」との同位化の機制によってであるのに対して、後者においては第一次的な図の「錯図」化(これは第一次的な図の一部分の“準地化”を伴う)によってである。」 156P

(対話⑧)「偖、両つの「図」が現前する事態、すなわち、両つの「図」のそれぞれが“地”(但し、これには“無=地”の場合もあれば“準地=準図”的な場合もある)に対して「其れ」として共在する事態、ここにおいては、両つの「図」は「彼—此」という「異」の意識態においてまずは分立する。この位相を「彼(「ひ」のルビ)—此(「し」のルビ)性の関係」と呼び、上述の「異—化性の関係」(直接的異と反省的同がこの次元に属する)および「区—別性の関係」(区別的異と当体的同がこの次元に属する)から区別することにしよう。「異」と「同」とは、この次元においても、前二者におけると同様、同位・同格的ではない。——現前する或るもの=「図」は、「彼—此」の関係の次元にあるとき、嚮にみた etwas schlechthin (端的な或るもの)や es (其れ)と区別して、「此のもの」(dieses)「彼(「か」のルビ)のもの」(jenes)と呼ぶことができよう。「此のもの」と「彼のもの」との対向、すなわち「彼—此性の関係」は、両項が「其れ」として当体的自己同一性の相で覚知されているとはいえ、まずは「彼—此」の対向的相異の状相で体験される。そして、当の対向的な布置の構造的一定性、および両項の反照的自己同一性が準反省的に対自化されるのであって、「此れ」ならびに「彼(「あ」のルビ)れ」のそれぞれがあらかじめ内在的な規定性に即して措定されたのちに対比されるのではない。ここでも対向的相異性の覚識が先行する。(両項の措定→対比というケースも生じうるが、それは後続の位階のことである。)」 156-7P

(対話⑨)「「彼—此」関係の原初的な位階にあつては、両つの図が、例えば、前—後、左—右といった対向的な布置において覚知され、両項が共軌的に相互反照するかぎりでは、「此れ」は「此れ」であり、「彼(「あ」のルビ)れ」は「彼れ」である。勿論、「彼—此」の対向的相違性は、布置の異だけにはとどまらない。例えば、明—暗、大—小、強—弱といった対照的な「異」が覚知されうる。この場合にも、素より、明が明、暗が暗 etc.etc.として認知されたのちに対照が意識されるのではなく、対照的な異の覚識を基底にして此の明と彼の暗 etc.etc.が分立化するのである。しかし、ここで対照的というのは、白と黒というような反対概念で整序されるだくいの狭義のそれだけではなく、さしあたり「両つの図の対向」であるかぎり、白と黄とか、点状のものと線状のものとか、学知的反省の立場において質的ないし量的に相違すると規定されうるおよそ一切の差別を包摂しうる。」 157P

(対話⑩)「ところで、両つの「図」は、時として「同」の意識態において「彼—此」的に分立する。例えば、二羽の雀や二本の煙草は、反省以前の「同」として、すなわち、直覺的に相等性の相で覚知される。これらは、或る知に対する識態を基礎にしてはいる。しかし、この「異」を謂うなれば“地化”しつつ、そこでは「同」の覚識が顕化するのであって、両つの「図」すなわち「此れ」と「彼れ」との相等性は直覺的である。勿論、両つの図の相等性ということは、この次元ではまだ、各図おのおのに関する積極的な分析的認知にもとづくものではなく、相等性の覚識のほうが項の規定性に関する反省的な認知やそれらの規定性の比較に先立つ。もとより、反省的な比較をおこなえば、当の相等性の意識に

はしかるべき機縁や根拠が認められるであろうが、それはまだ対自的ではない。此—彼の相等性に関する対自的な分析的校合をおこなえば、却って両項の相等性の意識が消失することも往々なのであって、今問題の位階では「相等性」(Gleichheit)の意識はあくまで直覚的である。」 157-8P

(小さなポイントの但し書き)「この相等性=「同」の覚知は、いかに直覚的であるとはいっても、「彼—此の異」に支えられており、溯っては「区—別の異」や「異—化の異」に俟つものであり、そのかぎりでは被媒介的規定性である。しかしながら、それは「異の異」という二重否定的な意識態ではなく、体験的には直接態である。成程、論理的には「同」を以って「異の異」として規定することも可能であり、また、例えば言語的音韻体系を示差(Differenz)の体系として整序するとき場面においては、「異の異」という反照的な対他的規定に即して項の存立性が説かれうる。がしかし、「彼—此」性の位階における「相等的同」は直截な等値(gleichsetzen)であることが銘記されねばならない。」 158P

(対話⑩)「「彼—此」の相等性の意識態においては、反照的に対向する両項、「此れ」と「彼れ」とが当の或るもの「其れ」としてそれぞれ準反省的に自己同一的であり、両項の分節態勢の持続的自己同一性も準反省的であるが、それが「彼—此の異」に支えられている以上、この“地化”された異と相等的「同」とは反転的に隆替(「りゅうたい」のルビ)しうる。これら地と図とに擬(「なぞ」のルビ)らえうべき“異の意識態”と“同の意識態”とが同位的に「図」化するとき、それらは両つの図となるのではなく、まさに第一次的な“図”と“地”とが融合して一つの図となり、この「図」(異 zugleich(同様に)同)が彼—此の両項を謂うなれば“地”としつつ、その“上に”顕出する。この意識態が「類似性」(Ähnlichkeit, resemblance)の意識であり、ここで“地”と“図”との反転が生じて「此れ」「彼れ」の両項が「図」として顕出するとき「対—比」の事態と呼ばれうる相になる。」 158P

(小さなポイントの但し書き)「——この「対—比」関係における類同性(Gleichartigkeit)の認知が「類推」的な「統一轄」の基底となる次第であるが、この分類的整序の問題にはここではまだ立ち入るべき次序ではない。「対—比」的統轄において顕揚される「質規定」「量規定」と併せて、この件には後論の途次で立帰る予定である。——」 158-9P

(対話⑪)「ところで、「対—比」は「類似性」(Ähnlichkeit, resemblance)を“地”とするが、この“地”(類似性)が“無化”される時、「対—比」の両項関係は単なる「一者—他者」関係になる。」 159P

(対話⑫)「われわれは、以上、「異」「同」という関係態たる“形態質”(Gestalt-qualität)を幾つかの位階ないし位相に分けて縦観してきたが、それは「異」「同」という基礎的カテゴリーの範疇論的な討究を当座の課題とするものではなく、「として」という一種独特の「異」と同との統一態」を節述するための前梯としてであった。——われわれとしては、しかし、所期の本題に立進む前に、当の「として」という「等値化的統一」を「能記—所記」の象徴的結合(「シュムボレイン」のルビ)と相即的に規定する配備を事前に設えておくべく、右に到達した「一者—他者」関係を接穂としつつ、「所与—所識」の「能記—所記」的關係を次に配視しておきたいと念う。」 159P

第二段落——能記と所記との関係構造に留目したところでの言語的表現の意味構造の一端の対自化 159-63P

(この項の問題設定)「爰では、記号論ないし言語論的な「能記—所記」関係の主題的討究はまだわれわれの課題ではないが、能記と所記との関係構造に留目して議論を進めなければならない。そのかぎり、言語的表現の意味構造の一端をもここで対自化しておかねばなるまい。」159P

(対話①)「扱、「一者」と「他者」とは、われわれが第一章第一節で関説した「標徴的連合」の相で“結合”される場合がありうる。尤も、標徴的連合は所詮“連合”であって、結合がいかに鞏固であり一定化していようと、そのこと自身では「として」結合(等値化的統一)ではない。ここでは、「一者」と「他者」との関係が標徴的連合という域を超えて、「一者」が言語的能記、「他者」が指示の対象という在り方での意味的所記という相で等値化的に統一される場合に止目しつつ、そこでの「能記—所記」関係を見ておこう。これは普通に、言語の「指示」機能と呼ばれる構制に見合う。」159-60P

(小さなポイントの但し書き)「——言語的「能記—所記」関係は発生論的には決して「標徴的連合」を直接唯一の母胎とするものではなく、「補完的拡充」や「融合的同化」の次元をも基礎にして形成される。このことは、第一章第一節や第二章第二節の行文中で示唆的に伸べていたところである。が、ここでは言語的に「能記—所記」関係の発生そのことが主題ではないので、この種の問題には立入らない。尚、われわれは言語の機能を①「指示」②「述定」③「陳述」④「喚起」という四大機能に分ける。そのうち、ここでは①「指示」が論件である。メタ文法的次元でみれば「指示」は「示」と「指」の両次元からなり、実はメタ文法的次元での述定に俟って指示が指示として成立するという事情もある。それゆえ、「指示」の成立条件として前述定的述定ともいべきものが原理的には先になる。がしかし、当座の議論としては普通の言語論的レベルで立論を進めておきたい。——」160P

(対話②)「標徴的に連合されている「一者—他者」の対向的分節においては、「一者」が音声であってしかも誰かへの音源的に帰属化されつつ別の或る現相的所知たる「他者」と融合的に同化する場合が生ずる。われわれは嚮に「音源活動発生(習得)の初期的な局面においては、発せられた言語音声は、一方では“音源的に帰属”されつつも、他方では眼前の特定の現相と“融合的に同化”されること(これは幼児が或る特定現相を志向对象的に“囟”化している場面で当該音声形象が聴取される体験を通じて協応が生じること)に因るものと思われるのだが)、ともかく、こうして、一定の言語音声と一定の現相的分節態(「フェノメノン」のルビ)との融合的同化が成立する。」旨を誌しておいた(前章第二節)。この融合的同化が成立しているところでは、表層的体験相に即すれば、「音声的与件」が直截に「それ以上の或るもの」を“告知”すると言われうる。がしかし、それは「一者」と「他者」という二つのものの間の直示的關係ではない。指示的關係というのは多分に複雑な被媒介的關係なのである。」160P

(対話③)「具体的な現場を念頭において検覈していこう。「指示」ということは本源的に間主体的な関係行為である。自分自身にとっては或る対象への志向的凝向ということはあるけれども、殊更に指示ということは問題にならない。指示は対他的な営為である。指示は視線(「めくばせ」のルビ)や指線(「ゆびさし」のルビ)でおこなわれる場合をも含めて、或る対象が当事者にとって志向的に覚知されていることの告知であり、それが指示的告知となるのは、受手が送手に当該の対象を帰属化させることにおいてである。指示的告知活動を機縁にし

て志向的对象の間主観的同一性(単一性)が現に存立するに至ることと指示の現成とが相即する。しかるに、対象なるものは自他のあいだで射映的には異貌であり、同一性(単一性)が存立するとすれば、それは現相的所与対象がそれとして覚知される意味的所識に即してでなければならない。指示は、さしあたりレアルな(射映的与件相における)対象を「示す」かたちでおこなわれようとも、実は、イデアールな同一者たる意味的所識を「指す」ものにほかならない。それでは、指示とは、標号によってまずはレアルな対象を「示し」、その被示対象が受手によって単なる所与対象以上の所識として覚識されるという二段構えの機制において成立するのであるか？ 発生論上の原初の局面に留目するとこのような二段階的機制が考えられ易い。実際、標号が機縁づけになって(そのかぎりでは事の原理的次元では“偶然的”に)特定対象の送・受信が成立する場合があります。視線や指線による“指示”は、当の標号が一定の“コード化”されたシグナル機能を演じるようになっていても、慥かに上述の二段構えになっているであろう。また、単純な指示詞による指示も(指示詞そのものが概念化された意味を帯びるとしてもそれは別次元のことであり、指示機能だけに直目するかぎり)やはり二段構制になっていると言えよう。これらの場合には、第一段の「示し」は機縁づけたるにすぎず、標号的能記と志向的に覚知される被示的与件とのあいだには一義確定的な関係はない。それゆえ、第二段で帰結する所識たる被指的意味も標号的能記とのあいだに一義確定化された関係を有たない。翻って言えば、指示ということにあってはそもそもの話、レアルな標号的能記とレアルな被示的所記とが「一者—他者」のかたちで現前するとは限らない。例えば「アノ樹ガ……」「或ル樹ガ……」「樹ハ……」といった音声を聴取した場合、なるほど、知覚風景内の特定の樹木への凝向が機縁づけられて樹木の知覚現相を現認するとか、補完的拡充や標号的連合の機制によって樹木の表象が泛かぶとか、レアルな所知が現前化するケースもありうるが、しかし、およそ言語的音韻以外には特定の知覚や表象がレアルには現出することなく、それでいて直截に指示機能が現識されたとしても、そのレアルな对象的現相は副現象にすぎず、論理構制上は直截な(レアルな对象的現相の現識を抜きにした)指示と同趣的なのである。“実詞”が一定の意味的所識を「指す」のは、第一段として一定の知覚ないし表象を「示し」、第二段としてその被示的現相がそれ以上の或る意味的所識として覚知されるという二段構制によってではない。機縁づけを媒介的第一段階とするこのような二段構えが発生論的な初期局面では仮令現存するにしても、能記的音声と被示的現相とのあいだの直接的関係はただか「一者—他者」の関係相における標徴的連合ないし補完的拡充たるにすぎず、「指示」にとって論理構制上の要諦(「ようてい」のルビ)をなすのは能記的音声と被示的現相とが共に一箇同一の意味的所識(ここではさしあたり「被指的意味」と等値化的に統一されること)である。このかぎり、能記的音声と被示的現相(レアルな射映的对象)とは謂わば等価なのであり、意味的所識(被指的意味)の側からいえば、レアルな対象もレアルな音声言語も謂うなれば齊しく自己(「おのれ」のルビ)の“受肉”の場ともいうべき射映的現相態にすぎない。このゆえに、能記的音声は直截にイデアールな意味的所識(被指的意味)を「指す」ことができるのである。“実詞”における「指示」とは、こうして、発語された“実詞”＝能記的音声単なるそれ以上・以外の或る一定のイデアールな意味的所識として直截に覚知される構制にほかならない。」 160・2P

(対話④)「われわれは、右の行文で示したように、同じく“指示”と言っても、視線ないし指線や純然たる“指示詞”による志向的対象の“告知”と“実詞”による指示とを一応は区別して考える。とはいえ、“実詞”の能記音声¹が直截に意味的所識を「指す」ことができるのも、当のレアールな言語音声²が意味的所識の“射映的”一現相態であることに負うてであり、現相的与件がそれ以上の意味的所識として覚識されるという基本的構制においては同趣である。当面の相違は、標号と意味的所識との関係が直截的であるか、それとも、標号によって機縁づけられて(“偶然的”)に現出するレアールな被示現相を介して間接的であるか、この点に存するにすぎない。(尤も、この相違は、言語としての言語次元では極めて重大な相違である。「指示」ということの本質的な意味構造のうえでは、しかし、それは決定的な相違ではないというのである。)³「指示」においては、いずれにせよ、現相的所与が単なる所与(「それ」のルビ)以上の意味的所識として、対他・対自的に、能知的主体に妥当する。——われわれは嚮の行文中では便宜上「能記」「所記」という詞を「指示」という概念に先立てるかたちで用いたのであったが、事柄に即すれば、「指示」という対他・対自的な「現相的与件—意味的所識」の等値化的統一という事態において、甫めて、「現相的与件」が「指示的能記」、「意味的所識」が「被指的所記」としてそれぞれ現成するのであり、かかる「指示的能記」の特別な一斑として「言語的能記」が現存するのである。——「指示」において能知的主体に対妥当する「能記と所記との対他・対自的な等値化的統一」をわれわれは狭義の「象徴的結合」と呼ぶ。(「狭義の」と限定するのは、われわれは「指示」以外の言語機能、すなわち「述定」「陳述」「喚起」に関しても“象徴的結合”を云為する場合があるからである。)」162-3P

第三段落——「象徴的結合」、溯って「等値化的統一」＝「として」結合の主題化 163-7P

(この項の問題設定)「今や、われわれは「象徴的結合」、溯って「等値化的統一」すなわち「として」結合そのことを主題化しておくべき局面を迎えている。等値化的統一は最も原基的な事態であり、位階的にはなるほど(感覺的次元から判断的次元まで、言語以前のなそれから言語以後的なそれまで、更にはまた、感情価や行動価に関わる実践的なそれに至るまで、等々)多肢多様な具象態で存立するのであるが、しかし、何分にも「デアル」よりも一層根源的なことであるため、これを定義方式で規定することは論理的に不可能事である。とはいえ、等値化的統一たる「として」結合そのことを或る程度“解明”しておくことが必須の要件である。——われわれとしては、この課題に答えるべく、以上、本節においてこれまで「異」「同」の幾つかの位階を縦観したうえで「指示」における「能記—所記」の象徴的結合の存立構造などを配視してきた。が、実の処、まだ予備的作業が完了するには到っていない。本来ならば、**次節**で論攷する本格的な論述を庶幾するの余り、議論を錯綜させすぎることには厳に慎まねばならない。そこで、次善の策をとり、既設の予備作業から許される範囲内で可及的に「として」結合の規定を試みておく次第である。」163-4P

(対話⑤)「現相的所与と意味的所識との「として」結合、降って、標号的能記と被指的所記との「象徴的結合」は、レアールな形象(「ゲビルデ」のルビ)どうしのレアールな結合ではなく、既にみてきた通り、レアールな契機とイデアールな契機との“結合”であり、敢て言えばイルレアールな結合である。それは、レアールには結合ならざる“結合”である。レアールな所与とは別にイデアールな所識が在るわけではないが、さりとてレアールな現

相的所与が自己同一性の埒に自閉することなく、単なる自己(「それ」のルビ)以上・以外の或るもの=イデアールな意味的所識性において能知に現前=対妥当するのであるから、そこには二項分裂的(zwiespaltig)な相「異」性の覚識が存する。と同時に、当の「相異的」分裂は現実的分裂ならざるかぎり「同」一性を保持したままである。それは相異ならざる相異、同一ならざる同一であり、相異的でありつつ同一的、同一的でありつつ相異的である。それは、「異一化」的でありつつ非「異一化」的であり、「区一別」的でありつつ非「区一別」的であり、「彼一此」的でありつつ非「彼一此」的である。このような“矛盾”めいた表現をとらざるを得ないのも、「として」がレアールな契機とイデアールな契機というおよそ存在性格・存在次元を異にするものの“統一”だからであるが、それが一種独特の仕方での「異と同との統一」態であることは内省的にも認められよう。」 164・5P

(対話②)「われわれは「として」結合という「等値化的統一」を生理学的に基礎づけようというがごとき存念は毛頭ない。がしかし、これを所謂“生理学的機制”と対応づけて一定限イラストレイトすることはできる。言語的「能記—所記」関係という以前に信号(「シグナル」のルビ)的「能記—所記」関係を省みると好便であるが、現相的所与が単なるそのもの(als solches)以上の或る意味的所識性において即自的に機能したり、対自的に覚識されたりする機制は、いわゆる「条件反射」の機制に照応するであろう。とすれば、“無条件刺激—反応”と“条件刺激—反応”との等値化という事態に「として」ひいては「象徴的結合」を照応させることが可能である。——だが、ここで人は遮って言うことであろう。信号(「シグナル」のルビ)的「能記—所記」関係は一般に「無条件反射」の次元であり、従って、もし「として」と対応づけるのであれば、「無条件的刺激」と「惹起される反応」との統合態に対してでなければなるまい云々。なるほど、条件反射論の通常用語法では「無条件反射」と「条件反射」を大きく区別する。しかし、条件反射論の通常的議論の準位(これが此学にとっては“正常的”“通念的”なものであることを認めるに吝かではない)をメタレベルで検討するとき、果たして厳密な無条件反射なるものの存在をどこまで立言できるであろうか。生体の自然的生活態勢のもとでの生得的な反応といった規準では、学習による分化や汎化の問題ひとつ整合的に説き難くなってしまおう。生体の初発的体験の場面に絶対的な無条件反射を想定することはなるほど可能であろう。しかし、それは極限的な限界概念であって、現実の反射が厳密絶対的な無条件反射であるか、それとも、過去における刺激・反応の“実績”によって既に条件づけられていないか、これを厳正に判定することは到底不可能であろう。条件反射と無条件反射の区別は、瞼反射・腱反射、等々の処理にみられるごとく、生体の自然的生活態勢のもとで生得的に生じ、格別な学習的条件づけを要せぬ……といったメルクマールを持込んでのものであって、厳密に原理的な区別ではない。われわれは、いわゆる反応の「分化」や「汎化」をも原理的な次元では「条件づけ」に負うものとして扱う。それゆえ、現実的には同定できぬ極限的な限界概念としての“無条件”反射なる在って無きに等しい“例外”的な場面を除いて、われわれは論者たちの流儀で「条件反射」と「無条件反射」とを区別しない次第なのである。——われわれとしては、殊に、「として」すなわち「等値化的統一」の分化や汎化という事実を重視し、この点に条件反応(ピアジェ式に修訂して言えば感覚運動的シエマの協応)との照応性をみる。」 165・6P

(小さなポイントの但し書き)「ここでコトバの場合を意識して V.D.Volkova のある実験を紹

介しておけば、五種類ほどのトリの名の連続複合に対する唾液反射を形成している子供は「トリ」という抽象的名辞に対しても同じ唾液反射を示す(汎化)が、当該五種類以外の鳥の名には別段反応を示さない(分化)由である。(高田登氏「条件反射理論による言語研究(1)「心理学評論」四巻一号所載」による)。これは概念形成の機制を考えつつ、「として」把握が累層的に“上位概念”によって順次円滑に進捗する事実を理解するうえで銘記に値しよう。尚、「汎化」や「分化」ということがブリミティブな条件反射の場面にまで及んでいることは絮言するまでもない。例えば、或る周波数の音に対して条件反射が形成されるとそれに近い周波数の音で刺戟してもやはり条件反応が現出する(汎化)。しかし、特定周波数の音にしか“報酬”を与えないようにすると、その特定周波数だけへの弁別的な反応が生じるようになる(分化)。尤も、積極的な汎化と消極的な未分化との区別は困難である。しかし、一度火を掴んだ子供は二度と火を掴もうとしないといった高次の場面にかぎらず、呈示の場面においても“生体の知恵”は、事例的差異の消極的な弁別の不能ではなく、一定の差異性を“承知”しつつ、類似の事件にも既得の反射で応えるという積極的な汎化の機制を具えているものと想われる。すなわち、射映的相違性を“承知”のうえでの汎化的同一相での“として”反応である。——」166P

(対話③)「われわれはここで行文中に盛った“不整合”にみえかねない点を“補正”しつつ、より積極的な規定を試みておかねばなるまい。われわれは、嚮に「として」ないし「象徴的結合」を以って、「無条件刺戟—反応」と“条件刺戟—反応”との等値化」という事態に照応させておきながら、「無条件反射」なるものは原理的な次元においては極限概念にすぎない旨を附言するという仕儀になっている。これは、或る種の論者によるありうべき思念、すなわち、「として」は「“無条件刺戟”と“惹起される反応”との統合態」に照応するという思念に対置する論脈で生じたものであった。われわれは「無条件反射」ということを棚上げにしつつ、「条件づける受容刺激」と“その惹起する反応”との統合態(謂うなれば「条件づけ」conditioningの現成する態勢そのこと)に「として」が照応すると言ひ直すこともできないわけではない。がしかし、こう言っただけでは単なる“連合”との区別がつかなくなる。われわれが敢て「“無条件刺戟—反応”と“条件刺戟—反応”との等値化」という事態を云々したのは(その場面では“無条件反応”なる言葉を多分に此学の“常識的”な用語法に妥協して用いたという事情もさることながら)、直接的な刺激は“射映的に”相異しても惹起される反応は同一的という構制を強調したかったからにほかならない。今や、条件づける刺激の射映的相異の許容性を銘記しつつ、「として」は「一定の分化的域内で“射映的”相違の幅をもつ“条件づける刺激”と“その惹起する汎化的同一反応”との統合態」に照応する、と言うこともできよう。——われわれとしては、いずれにしても、しかし、先に断った通り、「等値化的統一」「として」を生理学的機制によって基礎づける心算はない。右の立言はあくまで挿絵的呈示(「イラストレイション」のルビ)たるにとどまる。」166-7P

(対話④)「「等値化的統一」「として」は——敢て「図—地」の構制を比喩的に援用して言えば——、「意味的所識」の「現相的所与」からの「異—化」的顕出、「区—別」的「彼—此」的な分立でありつつ、この「異」のうえに立つ両項を却って「同立」し、両項の異=同的關係性を、所与の“無地—化”にともなって、当体的同一性の相で“図—化”するごとは

「異と同との統一態」、このような状相で能知主体に対妥当する「イレアール＝イデアールな統一性」である。」167P

第二節 能知的二重性の形成

(この節の問題設定—長い標題)「能知的主体の「能知的誰某」の「能識的或者」という二重相の具体的な在り方は固定的なものではなく間主体的交通(「ツェアーケール」のルビ)を通じて成立するものであって、「能識的或者」としての能知の相在(「ソーザイン」のルビ)はイデアールな「意味的所識」の間主観的形成と並行的である。——現相的与件が意味的所識として能知的主体に対妥当(「ゲーゲングルテン」のルビ)する「等値化的統一」は、能知的主体の側から把え返せば、所与に向けて所識を向妥当(「ヒングルテン」のルビ)せしめることにほかならず、この「向妥当」の両項という脈絡で規定するとき、われわれは「現相的所与」を「質料的契機」、「意味的所識」を「形相的契機」と呼ぶことにする。——能知的主体の「能知的誰某—能識的或者」二重相の具体的な在り方は、“認識論的構成形式”とも謂うべき「形相的契機」の共同主観的成立と相即的に形成される。」168P

第一段落——对象的所知の現前化—能知的主体が所与を所識として覚知すること&能知的主体は所与に向けて所識を向妥当せしめること 168-73P

(この項の問題設定)「われわれはこれまで「現相的与件」が「意味的所識」として「能知的主体」に対妥当する「等値化的統一」を所知の現前という視角で観望し、「所与—所識」成態の对他己的・对自己的な帰属を云々するに止めてきた。視角を変えて言えば、しかし、对象的所知の現前化は、能知的主体が所与を所識として覚知することにほかならず、そのさい能知的主体は所与に向けて所識を向妥当せしめるのである。」168P

(小さなポイントの但し書き)「——われわれは、今、敢て“主観—客観”図式に妥協する表現方式を採り、“客観が主観に対して現出する”“主観が客観に向かって(裡なる?)何ものかを搬出する”といった対比的な表現を用いた。とはいえ、われわれ自身としては、近代哲学流の「主観 対 客観」の図式そのものの止揚を図る者であって、この因習的な図式を積極的に執ろうというのでは断じてない。このことの委細と構案は行論を通じて次第に闡(あき)らかにしていく筈であるが、とりあえずこの旨を銘記したうえで、宿痾たる「主観—客観」図式の内在的止揚を試みるためにも、当該図式と接点をもつ表現方式を時に応じては辞せぬ心意であることをこの場を藉(かり)て表明しておく。」168-9P

(対話①)「議論の手掛かりとして言語が介在している場面にまずは留目しよう。前節ではもっぱら「指示」に着目したのであったが、ここでは第二の大機能たる「述定」機能に眼を向けたいと念う。(前節の行文中で示唆しておいたように、「指示」のうち「指す」機能はメタレベルでみれば実は「述定」機能を先件としている。それゆえ、事柄の真実態に即すれば、述定機能を俟ってはじめて「指示」としての指示機能が完現するのである。)」169P

(対話②)「偕、「辞」はひとまず措いて「詞」の場合、コトバで対象を「表わす」とき、表現・理解者は、所与の指示対象を当の詞の表わす意味的所識として「述定的に」覚識する。例えば、「(コレハ)樹」と言うとき、コレ、つまり、視線や指線などで「示され」る对象的所与が<樹>(つまり「キ」という詞の「被表的意味」として述定的に覚識される。ここにおける所与と所識との等値化的統一は、視角を変えて言えば、特個的な彼示的对象において<樹>という“函数的”成態の“特定値的定在”と“見做”した所以となっている。それは所

与対象を<樹>として措定するものにほかならない。コレの<樹>としての措定は、即自的には<岩石><動物>……等々との区別化的覚知であり、所与対象を「樹」という部類・種族の(一事例的な)ものとして把握している謂いとなる。更に言い換えれば、それは現与の素材的与件=質料を<樹>という部類分別的な認知形式で把握していることである。対象化された相
で言えば、それは当該「質料」を<樹>という「形相」のもとに把住していることを意味する。このさい、しかも、“同じ”コレについて、<杉>とか<植物>とかという認知形式で把握することもできる。現与の質料をどの形相のもとに把住すべきかは、現相的与件の側によって一義的に決定されているわけではない。現与の現相的所与をいかなる意味的所識の相
で“把握”するか、現与の与件の質料にどの認知的形式を“適用”するか、これは能知的主体の側に(無条件にではないが)ひとまず“委ね”られている。そして、どの“形式”を“適用”するかに応じて、よしんば現与の“質料”は一箇同一であろうとも、「所与—所識」成
態たる現相的所知事態は決定的に相違するのである。覚識的事態の相違をもたらすのは、さしあたり、質料的契機ではなくして、形相的契機である。(勿論、“形式”の“適用”が無
条件的に自由というわけではないという事情に負うて、質料的契機の側もまた現相的所知
事態・覚識的事態を規定するのであるが、この側面については次節で立帰って論考するこ
とにして、ここでは姑く置く。)」169-70P

(対話③)「われわれは、このように、所与の指示対象を或る詞の被表的意味の相で述定的に
覚識することが能知的主体の側に“委ねられて”いること、しかも、どの詞の被表的意味
=認知的形式で把住するかが現相的所知事態を規定すること、この事実_に定位して、行文
中に謂う所の“形式”の“適用”を「向妥当化(「ヒンゲルテン・ラッセン」のルビ)」とい
う概念で定式化する。「現相的所与」が詞の「被表的意味所識」として能知的主体に対妥当
するさいの等値化的統一は、能知的主体が「質料」たる現相的所与に「形相」たる被表的
意味を向妥当せしめる(「ヒンゲルテン・ラッセン」のルビ)ことと相即する。以上の行文に
よって、嚮に断定的に掲げておいた提題をイラストレイトできたものと念う。」170P

(対話④)「ところで、右の論述では、被示的对象が知覚的に現前する「(コレハ)樹」という
場面に定位したが「或ル樹」とか「樹トハ……」というように、「被示的对象が知覚的に現
前しない場合もある。このような場合は如何? 「或ル樹」と言えば「或ル」が、「樹トハ」
と言えば「トハ」が、固有の被表的意味を有つため議論が複雑になるので、ここでは端的
に「樹(ニ・ヲ・ハ)」と言った場合に即して考えることにしよう。「樹」というさい、一定
の表象が泛かぶ場合もあるが——そして、その折りには論理構成上さきにみた被示的与件
の对象的現前の同趣になるわけだが——一般には直截に被表的意味<樹>が覚識されるだけ
である。(但し、このさいには「キ」という音韻がレアルな所与の位置に立ち、この現相
的与件がそれ以上の<樹>として覚識されるのであって、所与なしに所識だけが登場するわ
けではない。)とはいえ、言語的交通の現場においては、「樹」なら「樹」という詞の発話は、
発話者が「或るもの」を志向的に覚識していること、そして、その主題的・提示的な所与
=「或るもの」を発話者が<樹>として把握していること、このことまでは慥かに了解され
ている。」170-1P

(対話⑤)「ここでは、「或るもの=X」は表象のかたちですら泛かばないにせよ、しかも
「樹」が、何かしら或る志向的な对象的与件についての発話であるということが構造的に

理解されている。(なるほど“無意味”な発語の場合もあるが、それがまさに“無意味”な発語として聴者に理解されるのは、それが「或るもの=X」を志向的对象としていないこと、この「与件」の端的な不在性が聴者に察知されることにおいてである。裏返して言えば、通常の場合は「天馬(「ペガサス」のルビ)とか「二角形」とかの場合ですら、志向的对象的与件=「或るもの」が話者と聴者によって偕に覚識されていることになる。)」171P (対話⑥)「そこでは、<樹>としての把握ということと、<樹>として或るものが志向されているということとが、同時相即的に察知される。この場合、レアルには、表象のかたちですら、明晰・判明に「図」化された相での対象的は何も「示され」ないのであって、「<樹>としての或るもの」が述定と相即的に「指される」のである。(われわれが嚮に「指す」は却って詞の「表わす」被表的意味の「述定」に俟つ旨を誌しておいたのはこの間の事情を念頭に置いてのことであった。「或るもの=X」が<樹>として述定的に覚識されることによって、「<樹>という或るもの」という被指的意思が現成する。この「被指的意思」は、「被表的意味」とも同様「意味的所識」の具体的一形態であって、それ自身の存在性格はイルレアル=イデアールである。そして、「被指的意思」を独立自存するものであると誤想するところから、「指し」「表わ」される当の“イデアールな存在体”が実体化され、いわゆる「第二実体」の想念を生むことになる。)」171P

(対話⑦)「詞による「表わし」にあつては、「或るもの」への「被表的意味」の向妥当化がおこなわれ、そのことによって「被指的意思」が現成する。尚、詞の能記的音韻が指示される或るものの所識と等値化的に統一されるさい、つまり、詞が詞として成立するさい、被指的意思という契機の現成にあたって被表的意味の“向妥当”の機制が即自的に作動しているわけであり、「言語的能記—言語的所記」の「象徴的結合」の成立にとって“向妥当”の機制が介在している所以なのである。」172P

(対話⑧)「言語以前の局面ではどうか。そこでもやはり能知的主体による向妥当ということ、質料に対する形式の“適用”ということがおこなわれるのであるか？ しかりである。そのことはルビンの杯のごとき反転図形を想い、かくかくしかじかの「図」としての把握を省みれば容易に諒解されよう。われわれは言語以前の意味については「被指的意思」とか「被表的意味」とかいう術語的区別はおこなわない。がしかし、論理構制上は、詞による「指し」「表わし」も図による「指し」「表わし」も同趣的である。——明確な「図」以前の、いわゆる“原基的”感覚といった次元に関しても同断である。このことは、第一章第三節で「純青」に即して論述したところを想起されれば諒解を得られよう。「図」以前の“図”にあつてさえ、所知は「所与—所識」の二肢的成態であり、謂うなれば或る“函数”態の“特定値”として把握される構制になっているのである。」172P

(対話⑨)「畢竟するに、現相的所与が意味的所識として能知的主体に対妥当する等値化的統一は、汎通的・一般的に、能知的主体が意味的所識を認知的“形式”とし、現相的所与を与件的“質料”としつつ、前者(形相的契機)を後者(質料的契機)に向妥当せしめるという構制を成している。(われわれは行文中顛倒した表現をも採ってきたが、前者には、能知的主体が「所識」を「所与」に向妥当せしめるという構制において、前者を「形相的契機」、後者を「資料的契機」と呼ぶのである。)」172P

(対話⑩)「この視角から言えば、現相的世界は能知的主体がいかなる“形式”を向妥当せし

めるかにその現相在を負っている次第となる。」172-3P

(対話⑩)「ところで、こうして、現相的世界の“構成的”形式を“保有”しつつ、質料に向ってそれを向妥当せしめる者としての能知的主体は決してアプリアリに既成的ではなく、いかなる“形式”を“確立”し“向妥当”せしめるかと相即的に自己形成を遂げて行く者である。今やこの間の事情を遡って追認し、「能知的誰某—能識的或者」という能知的主体の二重相の形成を追究しておかねばならない。」173P

第二段落——「能知的誰某—能識的或者」という能知的主体の二重相の形成を追究し、能知的主体の自己形成なるものの実態を闡らかにする 173-6P

(この項の問題設定)「能知的主体が“構成的形式”を素材的与件＝質料に向妥当せしめることによって世界の現相在が現成する旨を云々し、且つは能知的主体の二重性を云為するとき、人は認識論上の「構成説」を連想することであろう。われわれは慥かに構成説に仮託する流儀で向妥当議論を運んだし、向後とも必要に応じてこの仮託を敢て厭わぬ所存である。だが、それはあくまで比喩的な仮託であって、われわれはいわゆる構制主義の立場を採る者ではない。ここではありうべき誤解をまずは防遏しつつ、それを通じて漸次われわれ自身の謂う能知的主体の自己形成なるものの実態を闡(あき)らかにして行きたいと念う。」173P

(対話⑪)「われわれは、現相的所知事態が与件によって一義的に規定されるものではないこと、現相的所与がいかなる意味的所識性において“観取”されるかは与件そのものによって一義的に確定するものではないこと、却って、覚知的事態は能知的主体が所与をいかなる所識性において“把握”するかに応じて規定されること、これを主張するかぎり、模写タイプの見地を卻けつつ、構成説タイプの見地に与(「く」のルビ)みしたのであった。しかし、われわれは、「構成」というレアルな過程が進捗するとは考えず、従って、構成する格別な主観なるものがレアルに存在するとも考えない。われわれが“構成”に仮託したのは、只管(ひたすら)所与がそれ以上の或るものとして把握される意味的所識性の如何に応じて世界の現相在が規定されるという事実、これを指摘せんがためだけである。——人がもし「構成」ということをレアルな過程として考えるとすれば、そこでは素材が現に供与され、その素材に構成的加工作業が現に加えられるのでなければなるまい。能知的主体によるこの“素材加工作業”は身体外部的か身体内部的かのいずれかであろう。だが、身体外部的加工作業ということは、この言い方はすでに“皮膚的に劃定された身体”を前提にしている以上、(そしていま問題にしているのは、文字通りの製作的対象加工という身体的実践とは別次元の加工であるので)、身体から離在する遠方の対象にまで及ぶ筈の当該加工が現実におこなわれるとすれば、それは身体超出的な加工作業ということになる。その場合には、身体の中から或る作用が発出して、その作用が素材に加工の変様＝構成的能作を及ぼすのでなければならなくなるが、われわれとしてはそのような能作を主張すべくもない。人は「精神的作用は身体を超出する」と言いたがるが、仮にそのような“超出的精神作用”を認めたとしても、物質的作用ならざる精神的作用が文字通りにレアルな加工作業を営むとはよもや強弁すまい。けだし、身体外部的に、現相世界(身体も、少なくとも表面的部分は、これに含まれることになる)を構成するレアルな加工作業過程を想定しがたい所以である。では、身体内部的には如何？ これは多くの論者たちが真摯にレ

アールな構成作業現存を主張してきた領野である。論者たちによれば、感性的に受容＝内在化された素材に対して、知性的な能作が統合的・分解的な加工的構成作用を及ぼすとされる。論者たちの議論は、単に身体内部的でなく、身体内部における「心」内部での過程とされるのが普通である。このたぐいの論議は、製作的な身体的実践の構図を“心”とやらの内部にスライドさせたものという看が強く、実証的に確認できる態のものではないが、“心”なるものの存在を認めるとなると、論破することは存外と困難である。だが、**前章第一節**において「内なる心」という想定 of 悖理性を指摘しておいたわれわれとしては、これを安んじて卻けることができよう。尤も、身体内部的構成説は“心”内構成説が普通であるとはいえ、「感官—大脳」生理学的な次元で構成を説く理説もないわけではない。これに対してはどう応対するか？ 此説がパターン認識を云々し、かつ、パターン形成の文化的存在拘束性を主張するかぎり、われわれの主張の生理学(主義)的対応物とみることもできる。ここにあっては、いずれにせよ、認知形式＝パターンなるものの“適用”による加工的構成という言い方は所詮比喩的な仮託である。このことも認めうる。われわれとしては、此説が所詮は比喩たるかぎり批判を保留することができる。が、この保留は、此説が所詮比喩たるかぎり、レアールな構成過程の存在を容認する所以とはならない。——ここにおいて、われわれは却って次の問題に答える責を負う。それは、現実的にはおよそ現相世界の「構成」、すなわち、主観の側に属する“形式”を用いて所与の“素材”を加工する「構成」なる過程が実在するわけではないにもかかわらず——、一体いかなる着眼によって“構成”に仮託するのであるか？ 消極的理由はこのパラグラフの頭初に誌しておいた。積極的理由というほどではないが、われわれはカントの立言との接点を保持しつつ、これを換骨奪胎する流儀でわれわれなりの見解を好便に表明して行きたいという趣意から敢て構成説に仮託する次第なのである。」173-5P

(対話②)「われわれは、能知的主観が「構成形式」なるものをア priori に具えているとは考えないし、従って、「構成形式」が質的・量的に一定不変であるとも考えない。亦、「構成作用」なるものを発動する格別な主観、「構成形式」なるものを具有する格別な主観、すなわち「先験的＝超越論的」な主観とやらが存在するとも考えない。溯っては、受容性の認識能力と自発性の認識能力という能力二元主義も採らない。われわれとしては“構成形式”はア posteriori に、就中言語的交通を通じて間主体的＝共同主観的に形成されていくものと考え、し、“先験的主観性”とは間主観性＝共同主観性の屈折せる一投影であると見做す。そして、裡なるレアールな“先験的構成”なるものは、「身体的自我」次元での能知的主体に対妥当する現相世界の現相在の被媒介的存立構造を一種独得の仕方 with 錯認するところから要求される事態説明の可能的一方式(仮想的でしかも過てる一方式、前件的錯認の排却に伴って贅事となる)一後件にすぎないものと見做す。このような論脈においては、われわれはおよそ構成説とは別様な立場を執る。」175-6P

(小さなポイントの但し書き)「——われわれは、カントが空間・次巻ならびに三綱四目の基幹的概念＝都合十二の範疇を心性にア priori に具っているものと考えた経緯、そして更には、一七七〇年代このかたの「予科」(Antizipation)の着想を展開するかたちで晩年にはア priori な“形式”を時・空と範疇に限ることなく数多く認める傾動を示している事情、これを諒とすることができる。それは「意味的所識」の存在性格がイルレアール＝イデア

ールであることとも関係し、また「意味的普遍」が一般に「論理的アプリアリ」の構成を示すこととも関係する。だが、われわれに言わせれば、「普遍」者たる“形式”は慥かに論理的アプリアリ(das logische Apriori)ではあるが、レアールな事実のアプリアリ(das faktische Apriori)ではない。われわれの謂う“質料”に向妥当する“形式”はたかだか論理的アプリアリにすぎず、実的な「構成」に資し得るときアプリアリな形式ではおよそないのである。(尚、論理的アプリアリということについては「概念」の形成に関する帰納的抽象説の論件先取(註)を指摘する次篇第二章第一節を参照されたい。)」176P

(対話③)「われわれが“形式”の間主体的=共同主観的な“形成”というとき、「形式」なるものが在ってそれがレアールな形成過程に在る謂いではない。レアールに過程するのは、現相世界—内—的な動態的相互連関(マルクス流に言えば“対自然的かつ人間間的”な相互作用連関)、就中言語的交通を通じた間主体的相互影響のもとにおける言語=言語使用の協同的・同調的な形成である。では、言語活動の間主体的発達、言語使用の同調化的進展、このレアールな過程が一体なぜ亦いかにして“構成形式”の共同主観的“形成”、能知的主体の共同主観的能知への相互形成としての意義を有ちうるのか? 今や、この問題に答えることを通じて、われわれの謂う「能知的主体」の「能識的或者」としての自己形成、能知的主体の「能知的誰某=能識的或者」二重相の形成の在り方を究明する段取りである。」

176P

(註) この字は「あなかんむり」が付いているのですが、その漢字がどうしても探し出せません。「先取」となっているところもあるので、「取」としておきます。

第三段落——能知的主体の「能知的誰某=能識的或者」二重相の形成& “形式”の間主観的形成、人称的諸主体の共同主観的能知としての相互的自己形成 177-80P

(この項の問題設定)「読者が先刻気付いておられるであろう通り、われわれは嚮に「詞」の「表わす」「被表的意味」なるものが既在するかのように遇しつつ、“例えば、「(コレハ)樹」と言うとき、コレ、つまり、視線や指線などで「示され」る対象的所与が<樹>すなわち「キ」という詞の「被表的意味」として述定的に覚知される」と述べ、ここから直ちに、“それは所与対象を<樹>として措定するものにほかならない”と論断し、更には、“コレの<樹>としての措定は、即自的には<岩石><動物>……等々との区別化的覚知であり、所与対象を「樹」という部類・種属の(一事例的な)ものとして把握している謂いとなる。言い換えれば、それは現与の素材的与件=質料を<樹>という部類弁別的な認知形式で把握していることである”という具合に議論を運んだのであった。そこでは、「詞」の<被表的意味>が既在し、これが認知形式、“構成形式”として機能するかのごとき論調になっていた。日常的既成観念にあっては、慥かに、「詞」はそれぞれ既に各々の「被表的意味」を“保有”“具備”しているように思念される。しかしながら、「被表的意味」なるものはそれ自身も形成された所産であって「詞」(音声的能記)と同時相即的に初めから既在するわけではない。省みれば、われわれの行文は<被表的意味>の既成性という日常的思念に藉口(しゃこう)する運びになっていた次第なのである。——われわれは、今や、この先取=難点の矯正を好便な通路としつつ、当面の課題である“形式”の間主観的形成、人称的諸主体の共同主観的能知としての相互的自己形成という論件の決着を期しうる。」177P

(対話①)「詞が所記の意味を“有つ”のは、原初的にはまず「被示的对象」と象徴的に結合

されるという発生論的過程を介してである。(なるほど詞のうちにはレアールな被示の対象を有せぬものもある。が、そのような詞が成立しうるのもレアールな被示の対象の存在する場合を前梯にしてのことである。)いわゆる固有名をも「詞(「ことば」のルビ)」に算入するか否かは定義如何によるが、第一章第三章で述べた通り、再認的に同一視される個体と較認的に類同視される個体群との区別は相対的であるから、われわれは“固有名詞”と“普通名詞”(狭義の名詞に限らず、いわゆる“普通詞”一般)とを原理的な次元においては峻別するには及ばない。いずれも、イデアールに同一な被指的意味を「指し」うる。そして、このイデアールな被指的意味なるものは、被表的意味規定が内自的な対象の相へと物象化されたものであって、被表的意味規定を前件とする。われわれとしては、いわゆる固有名の場合をも視野に入れながら議論を進めて行こう。」177-8P・・・所与—被示される、詞—被表される

(対話②)「或る対象(いわゆる性質や状態を含めて)が一定の詞で呼ばれるのは、日常的思念に即すれば、一般には、当の対象がその詞で「表わさ」れるしかるべき規定性を具えているからである。が、そこで思念されている内自的規定性なるものは、嚮にみておいた「純青」といった次元からしてすでに、実は、対他的な(対“地”を含む)関係的規定性の反照的結節であって、独立自存する規定性ではない。ともかく、しかし、日常的体験相においては、個々の対象性は固有的規定態の相で分節して現前する。そして、このような相での分節態が言語的音声と融合的に同化されたり標徴的に連合されたりする。これが言語的な象徴的結合の初発的形態である。そこには<被表的意味>なるものが初めから覚識されているわけではない。しかしながら、同名異義語たることが自覚されている場合を別にすれば、或る言語的音声形象が一定の対象(個体ないし個体群、または、状態ないし状態群)と象徴的に結合され、別の対象とは象徴的に結合されない態勢が既成化されてしまう。それは、反省のないし純反省的には、人々が当の詞(音声形象)と所与の対象とを象徴的に結合するか、それとも結合しないか、さしあたり命名の対「ヒト」的妥当性の如何に関する弁別的覚識にもとづいた同調化の所産である。この弁別的な結合・非結合の同調化、平たく言えば、他人たちが所与を何と呼び何と呼ばれぬかの体験に縁る同調化を通じて、現相の分節的覚識状相が変様して行く。命名的指示における結合のありかたに関する間主体的な同調化が現相的世界の覚識状相を「汎化的・分化的に」変容せしめて行く。(そして命名的結合のありかたが、後述するように、「被表的意味」を変容的に形成して行くのである)。が、反省以前のには、対象の呼び方(命名の結合の仕方)は自分にとって既定的・既成的になっており、判別的な命名(対象を何と呼び何と呼ばぬか)の理由づけ覚識において、上述しておいた(対象の)“内自的規定性”が対他的区別性の覚識と相即的に現識される。ここに現識されるところの、所与対象がそれであって他ではないか所以のもの(対象がそう呼ばれて別様に呼ばれない所以の規定性)が対象態を介して「詞」と“結合”される。当の判別的規定性が詞の「被表的意味」にほかならず、これは「意味的所識」の一斑であって、それ自身の存在性格を追究してみればイデアールである。——「被表的意味」は、こういう媒介的過程を通じて形成された“所産”なのである。(詳しくは概念の形成に即して後論)。」178-9P

(対話③)「被表的意味は、こうして、日常的意識においてこそ既成的であるにせよ、所与対象を他人たちが何と呼び何とは呼ばぬか——裏返して言えば、或る詞で他人たちが何を呼

び表わし何を呼び表わさないか——、この間主体的な事態の体験を通じて形成されるものである。被表的意味の既成化は、他人たちとの言語的交通の場において結果として生ずるものであって、細かくみれば不断に変容・形成のプロセスにある。そして、人々は、そのような意味的所識を“認知形式”として与件に“向妥当”せしめるのである。このことに鑑みれば、人々は“認知形式”を向妥当せしめる能知者としての在り方を、言語的交通の場において、間主体的に自己形成していくわけである。——言語的な意味的所識性は、言語以前の知覚的「因」の分節化の場面にまで“浸透”し、いわゆる「認識の言語相対性」(知覚の次元にまで亘る「認識の言語被制約性」)をもたらすので、言語的意味形成と相即する能知的主観の自己形成、相互主体的な形成は、知覚的次元での能知にまで射程が及ぶ。

——」 179P

(対話④)「能知的主体は、あれこれの身体的自我、人称的個体を離れては存在しないが、それでいて能知的主体の現実的・具体的在り方は、彼が与件に向妥当せしめる“構成形式”を如何様に形成しているかに応じて変容を遂げる。そして、普通(ママ)の成人の場合、まさに「言語主体一般」とでも呼びうる「ヒト」の相で言語活動をおこなうまでに自己形成を遂げており、従って亦、「ヒト」の相で被表的意味という意味的所識すなわち謂う所の“認知形式”“構成形式”を向妥当せしめるようになっている。簡略化して言ってしまうと、人称的諸主体は人称的諸主体としての個性を一面では維持しつつ、同時に他面では、イデアールな意味形式を“構成的に”向妥当せしめるかぎりでの能知的主体としては「ヒト」の相へと変貌している。しかるに、「ヒト」は、前章第三節で上述しておいた通り、イデアールな存在性格を呈する能知であるから、能知的主体はレアールな人称的個体でありつつ且つイデアールな「ヒト」であるという二重相に在る。——われわれは、この二重相を以って、能知主体の「能知的誰某—能識的或者」の二肢的二重性、「レアール—イデアール」な二重相と呼び、これが間主体的な言語交通を介しての被媒介的な形成態である旨を指摘する次第なのである。」 179-80P・・・「普通の成人の場合」の「普通」という表現にひっかかります。これは「言語的交通が可能な場合」の意味なのでしょうが、そうでない場合のコミュニケーションの方法ということを設定することです。

(対話⑤)「われわれがもし周到な論究を要求されるとすれば、言語的交通の進捗に伴う意味形成の具体相、および、それと相即的な「言語主体一般」への人々の自己形成の具体相を説述し、言語主体一般と呼ばれうる相を単に「ヒト」と同定するのではなく(因みに「ヒト」は単なる言語主体一般ではないし認識論的主観一般でもなく、実践論的主体としても格別な存在論的意義を帯びる)、進んで、「ヒト」が認識論的主観としての「能識的或者」たりうる所以のものを詳述すべきところである。がしかし、当面必要な論趣は一通り通じたことかと想われるので、認識論的な存立構造と権利問題に関わる部面については次節以下での主題的な討究に織り込むことにして、ここでは発生論上の論議に立入ることは割愛したいと念う。」 180P

第三節 四肢の相互的媒介性

(この節の問題設定—長い標題)「現相的所知の二肢的二重性(「現相的所与—意味的所識」)と能知的主体の二重性(「能知的誰某—能識的或者」)とは、両々独立ではなく、一種独得の仕方に関連し合っており、都合四肢の構造連環を形成している。——イルレアールな「意

味的所識」ならびに「能識的或者」が存立性を得るのはこの四肢的相互媒介性の構造においてである。イデアールな「意味的所識」が“認識論的構成形式”として認証され、人称的主体たる誰某が“認識論的構成主観”たる能識として認証され得るのも、対妥当的・向妥当的、対自己的・対他己的なこの構造連関においてのことであり、亦、射映的現相の人称的分立性や能識的主体の人称的分極性が現成するもの、そこにおける「意味的所識」「能識的或者」を媒介項とする対他・対自の媒介性に俟ってである。——現相的世界は、その基幹的構制を範式化するとき、終局的には「現相的所与」「能識的誰某」「意味的所識」「能識的或者」という四契機から成る四肢的構造連関態をなす。」181P

第一段落——イデアールな「意味的所識」ならびに「能識的或者」の存立性を積極的に立言しうる所以の“権利根拠”の明示&間主観的交通を支える「他我認識」問題の一端の提示 181-5P

(この項の問題設定)「われわれは、これまでの行文において「現相的所与—意味的所識」、「能識的誰某—能識的或者」という両つの二肢的二重性に関説してきたが、ここに存立する四つの契機の総体的な相互連関性についてはまだ主題的に討究していない。この遺された課題にちよつと、それ自身としては“無”なる諸契機、なかんずく、イデアールな「意味的所識」ならびに「能識的或者」の存立性を積極的に立言しうる所以の“権利根拠”を明示しておくことが本節の論件である。爰では、間主観的交通を支える「他我認識」問題の一端にも必要最小限は触れることになる。」181P

(対話①)「偕、前節の行論中であっては、現相的世界の具象的現前的分節相は、能識的主体が如何なる「形式」を向妥当せしめるかに懸っており、“質料”たる与件によって一義的に決定されるわけではないこと、この側面をもつぱら強調しておいた。が、しかし、能識的主体による“形式”の“適用”は無条件的に自由ではなく、“質料”的契機、すなわち、現相的所与の如何によって制約されているのであり、現相的世界の在り方は当然“質料”によっても規制されている。尤も、人がもし茲で“質料なるもの”が独立自存し、その内自的規定によって世界現相が規定されるかのように考えるとすれば、それは謬見として厳しく卻けられねばならない。——幾つかの次元に分けて論述することにしよう。」181-2P

(対話②)「質料」すなわち「形相」的契機たる意味的所識がそれに向って向妥当せしめられる現相的所与は、それ自身すでに「所与—所識」成態たりうること、「質料」と「形相」とはあくまで相関概念であって、或る次元での「質料—形相」成態なるものが高次の形相に対して質料の位置に立ちうること、これは嚮に第一章において縷説しておいたところである。われわれの見解では、窮竟的な“裸の質料”なるものはそれ自体としては現相的所知のかたちでは現前せず、現前する現相はその都度すでに「所与—所識」成態(「質料—形相」成態)である。窮竟的な“裸の質料”を想定するとしても、それはたかだか“第一質料(「プロテー・ヒュレー」のルビ)”としか言えず、それは現実的な所与現相ではない。従って“第一質料”がその具有する規定性に負うて形式的契機の向妥当の在り方(如何なる意味形式が“適用”され如何なる意味形式が“適用”されないか)を規制するともいふとすれば、それはナンセンスである。第一質料が原初的形相の向妥当を規定するとも、逆に、第一質料に対する形相の向妥当が能識的主体の“自由”に“委ねせれて”いるとも、孰れともいえない。第一質料の次元に関しては、このたぐいの立言はいずれにしてもナンセンスに陥

ってしまう。質料に応じて形式の向妥当が規制されるというのは、原理的にも実際的にも、既にして単層的ならざる現実的な現相的与件に関してでなければならない。」182P

(対話③)「われわれとしては、そこで、“質料”による制約性を現実的体験の場面における最も“基底”な現相的所知と目されうる“感覚的”な次元からみて行こう。第一章第二節で述べた通り、われわれは決して“単純な”“要素感覚”といった代物を立てるわけではないが、第一章第三節で論及した「純青」を省みると便利である。所与の刺激的与件が、或る時には汎化された相で、或る時には分化した相で覚知される。(尤も、ここで刺激的与件の“同一性”を云々しうるのは、反転図形の双つの見え方に対して一箇同一の与件的図形を反省的に措定するのと同趣の構制においてであり、刺激的与件なるものが如実に、現識相と別に覚知されているわけではない。このさい、刺激的与件というのは、投射光線の質といったことだけでなく、それが白地の上に投射されているか、黄地の上に投射されているかといった関係態によって既に規定された相での与件が問題である。すなわち、常識的には能知の側の撰択的能動性には委ねられていない“客観的”な与件とみなされているものが茲に謂う刺激的与件である。)人々は、この場合について、刺戟によってこそ一義的に規定されていないが、しかし、“物理—生理”的な状態系によって一義的に決定されていると言いたがることであろう。われわれも、便宜的な言い方の場面でならば、右の主張を認めるに吝かではない。われわれは所知と能知とを截断する者ではなく、また、生理・物理的主体と精神的主体とやらを別々な存在としてしまう者でもない。慥かに、或る視座から言うとき、感覚現相の如実の在り方は“物理—生理”的な状態系(“刺戟—反応”の機能的状態系)によって決定されていると見ることができる。この場面で、如実の感覚的所知とは別に刺激的与件なるものを立てるのは悟性的措定たるにすぎない。このことを承知のうえで、しかし、われわれが敢て質料的な与件と「質料—形相」成態たる現認相という両つのものを云為するのは、現認相が“質料的与件”と呼ばれる契機によって一義的に決定されてはおらず、能知的主体の側の応接の在り方によっても規定されていること、だがこの応接の在り方がすでに“質料的与件”によって一定限逆規制されていること、この間の事情を指摘したいからにはほかならない。感覚的現相は、能知的主体の側の応接の在り方によっても規定されるのであり、刺激的与件によって一義的に決定されているわけではないが、しかし、形相的契機の向妥当の在り方が質料的契機によって規制・制約されているのである。」182-3P

(対話④)「“図”的与件をいかなる「図」の相で覚知するか、更には、「図」的与件をいかなる「詞」の被表的意味の相で把握するか、このような次元においては質料的契機による(一義的決定ならざる)制約性が見え易いであろう。それゆえ、これについては爰で詳しく論ずるには及ぶまい。」183-4P

(対話⑤)「能知的主体による形相的契機(意味的所識性)の向妥当が質料的契機(現相的所与性)によって制約されてあるという右の言い方、遡っては、形相的契機の向妥当が一定限の埒内ではあれ能知的主体の“自由”に“委ね”られているという嚮の言い方は、「能知的所知=所知的能知」の渾一態という本源的な在り方を“截断”し、所知的与件と能知的主体とを再度“関係づける”流儀での立論であり、“主観—客観”図式に妥協・便乗した議論である。われわれは後に(本巻第三篇)ここでの妥協・便乗を是正して正規に論攷し直す予定で

あるが、ここでは姑く便法を採り続けよう。——能知と所知との截断を原理的には許容することなく、両者の“截断”は所詮“便宜的・相対的”なものにすぎないと諒解するわれわれの見地からすれば、所知の対象と能知的主体とを“截断”する界面は“便宜的かつ相対的”であり、必要に応じて移動せしめうる。いわゆる「外部感覚」の場合には、伸長・膨脹せる身体的自我に即して能知的主体の界面を設けうるし、いわゆる「内部感覚」の場合には皮膚的界面を超えて収縮せる身体的自我を能知的主体とすることができる。また、身体をことごとく所知の対象とみなす場合には嚮に断った条件つきで“精神的能知”を立てることもできる。尤も、能知的主体自身が「能知的誰某—能識的或者」の二重相を呈することが対自化される場面では、「能識的或者」は“精神的能知”とされるにしても、所詮は非空間的・非特定場所的であるから、この「或者」の契機に即しては界面を云々することはできない。(便宜的には“精神的能知”は“身体内在的”な相で恰かも空間的・場所的に定在するかのように扱われうるとしても、精確には“精神的能知”は身体に内在するわけではない。)とはいえ、「能知的誰某」が人称的な具身の能知的主体であることに徴して、「能知的誰某—能識的或者」としての認識主体は人称的な身体的自己・他者であるかぎりでの界面を有つことにして処理できるであろう。——われわれが具身の能知的主体に定位するかぎり、この能知的主体に現前する現相的所与(“質料的契機”)はその都度の射映相で与えられる。」184-5P

(対話⑥)「具身の能知的主体、すなわち「人称的能知誰某—超人称的能識或者」の二肢的二重相に在る主体にとって、現与の質料的与件は“射映”的であり、この射映的質料が、向妥当せしめられる当の形相的意味の在り方(いかなる形相的意味が向妥当せしめられるか)を規制する。——畢竟するに、現相的所与は能知的主体に対してその都度“射映”的に与えられ、この射映的質料に向かって能知的主体が意味的形相を向妥当せしめる。この構制において、「現相的所与」という所知の対象の第一契機と、「能知的誰某」という能知的主体の第一契機とが、構造的・必然的に連関する。」185P

第二段落——間主体的な交通の存立機制から他我認識問題の一端を定礎する 185-95P

(この項の問題設定)「われわれは、今や、これまでの相互的関連性を明示的に論ずることのなかったイデアールな第二契機どうしの相関にふれ、そのことを通じて「意味的所識」および「能識的或者」というイルレアールな存立者が単なる“無”ではない所以のものを論定すべき次序であるが、そのためにも、まずは間主体的な交通(これを通じて能知的主体が「能識的或者」とし対他・対自的に相互的自己形成を遂げる)の存立機制について必要最低限の事項を論じ、いわゆる他我認識問題の一端を定礎しておかねばならない。」185P

(対話①)「前章このかた「身体的自我」「身体的他我」を云々し、能知的主体としての「自分」「他人」の人称的分極を云々しつつも、われわれはまだ「自我」「他我」という言い方の権利を規定しておらず、また、間主観性の存立構造を主題的に論定していない。ここでは、この未決問題に関説することを通じて、四肢的連関性の間主体的な被媒介的・媒介的な存立機制を配視しておきたいと念う。——われわれは、身体的他者といっても、動物が“本能的・生得的”に自分と同種の他個体を格別に覚知するという事実藉口(しゃこう)して、事実上、「他人」に局定してきた。原則的には茲でもこの大枠を崩すには及ばない。がしかし、「人」以外は一切能知的な他者として認めないというのでは余りにも狭量に過ぎ

よう。われわれとしては、主として「人」を念頭におきつつも、必ずしも「人」だけには限らぬ用意で議論を進めることにしよう。」 185-6P

(対話②)「偲、前章での立論と接点を設けて言えば、“われわれは”、例えば、右掌で左手首を掴むとき、反転が生じて左手の甲で汗ばんだ右掌を感知するのと類比的に、握手するさい、相手の掌で自分の掌を感知しているように感じる場合がある。それは杖の握りの部位で掌を感知するのと同趣の機制だとも言える。だが、握手の場合には、相手が握り返しているという覚識(単に握られているという受動感ではなく、相手の掌に能動性を感知する覚識)があり、杖の握りとは必ずしも同断ではない。能動感と受動感との弁別的覚識は基底的な感受の一つであり、反省以前の感知だと思えるのだが、相手(一般に他者)に能動・能作性を帰属させるのは、決して「自分にとっての受動」＝「相手にとっての能動」という表裏関係の意識に支えられてのことではない。勿論、表裏関係の意識にもとづいて反省的に相手を能動者と見做す場合もあるが、自分の側で受動感が別段感じられない場合でも、端的に相手自身に能動的能作性を帰属させることがある。(ここで言っているのは、自分という能動的主体からの類推ではない。類推以前、しかも、能動主体という自己像成立以前の直截な体験相である。)——われわれは、嚮に、他者の眼を見て直截に“視線”が読める機制にふれておいたが、視線を読むさいには、あの眼が「見ている」という能動的能作性があの眼に帰せられていると言えよう。(これが自分の見る能作からの類推ではないことは指摘するまでもあるまい。自分の眼での「見る」を見た体験はなく、原初的には類推的投入の手掛りさえ存在しないからである。)同様に、相手・他者が、「聴いている」「声を発している」「嗅いでいる」といった能作性も直截に感知される。(これは、耳・口・鼻に注視して察知するのではなく、全体的な姿勢や表情に即した感知あるように看ぜられる。)」 186P

(対話③)「こうして、視覚的風景内に登場する他者たちに関して、彼らが時に応じて「見る」「聴く」「言う」「嗅ぐ」といった能動的能作をおこなっていることが直截に視認される。他者たちはこのような特異な能作相で認知される。視覚的に現前する他者たちのこの能作相は、“この身体”において感知される能動的能作とは様相がおよそ異っているので、当初のうちアイデンティファイさるべくもない。「見・聴・言・嗅」する自分という像に先立って、まずは、見たり聴いたり言ったり嗅いだりする姿(見え姿)での他者たちが現出するのである。」 186-7P

(対話④)「このような相での“あの身体”他者たちに対して、嚮に述べておいた幾つかのタイプでの「帰属」化の機制によって、知覚風景的に現出する現相の或るものが帰属化される。帰属化によってそれまで単なる対象的身体であった他者が能知的主体だと見做されるようになるのではない。他者たちのうちの或る種の者どもは、早くから表情的表出者として、「見たり・聴いたり・言ったり・嗅いだり」する能動的な能作者の相で(その意味での能知的主体として)視認されており、そのような他者たちに具体的な現相的所知＝所知的現相が帰属化されるのである。」 187P

(対話⑤)「翻って、模倣行動その他、前章で論述しておいたイミでの“他者鏡”との協応的動作を通じて、他者たちのうちの或る種の者ども(すなわち「他人」たち)と“この(皮膚的に劃定された)身体”＝自分とが同型的・類同的な存在とみなされるようになり、他者鏡に照らしながら自己像が形成される。(人は自己像をもとにして他己像を描くのではなく、逆

に他己像に鑑みて自己像を描くのである。)」187P

(対話⑥)「そこで、ようやく“この身体”“あの身体”が同型的・共軛的に対向させられるようになり、上述しておいた“射映相の身体依存性”の覚識を介して、“この視座の身体”と“あの視座の身体”とが対照されるようになる。言語を介して「所与—所識」成態が自他へと人称的に帰属化され、そのことによって逆にまた「自分」と「他人」とが人称的に分極化するようになるのも、この局面を前梯としてであると言えよう。——われわれは、しかし、いまここで、「自己」「他己」の共軛的分立化そのことの成立過程を詳しく辿り返すには及ぶまい。茲では、現相的所知=所知的現相の對他・対自的な帰属、「所与—所識」成態の人称的—分属という事態に定位して、そこでの間主観性の存立構造をみておけば当座の要件には応えうる。」187-8P

(対話⑦)「自分と他人とが知覚的に現前する現相的世界に共属しておりながら、直接的な射映的与件は共有していないこと、射映的現相は自分と他人とでは相違すること、このことが覚識されるということ自体、一方の視座から謂うなれば“超出”して他方の視座に“扮技的”に立ち得ることを示している。論者たちのうちには、人は絶対に自分の知覚的配景(「パースペクティブ」のルビ)の視座から超脱できない旨を主張するむきもある。慥かに、人は反省的には自分の置かれているパースペクティブの視座から完全に脱出することはできず、知覚はその都度に射映的に規制されている。しかし、それはさしあたり、対象的所知の第一契機たる「現相的所与」に関してのことであって、第二契機たるイデアールな「意味的所識」そのものはパースペクティブな射映的現相を“超越”しており、この意味的所識性に関しては人は自分の配景敵視座を“超出”して対象を覚識することができる。しかるに、論者たちはせいぜい次のことしか認めようとしなない。それは、他人の視座から見た場合の知覚風景を想像することは辛うじて可能だということである。なるほど、高く風景の射映的現相の身体的布置依存性が自覚されうるし、「射映相—身体」布置関係の洞察にもとづいて、他人のあの視座から見た射映相を想像することは現に可能である。しかしながら、人はそのような想像という複雑な意識過程なしに、直覚的にも他者の視座からの所知相を覚知することができる。人は他人の視座からの状景を想像することもできるが、より直截に、他人の視座に立って“扮技的に”覚知することができるのである。(このことは“視線の読み”と繋合するかたちで、咄嗟に人眼から物を隠す動作や或る種の模倣動作の遂行の可能性の条件に即して上述しておいた。)——尤も、他人の視座からの状景を明確な配景相で泛かべうるためには想像に俟たねばならない。しかし、認識において第一義的に重要なのは射映的所与相ではなく意味的所識なのであり、これは直覚的に覚識されうる。(現に、自分の視座からの射映的所与相の如実の相貌ですら反省的によりやく追認できるというのが実情であって、立体視という一事をとっただけでも察せられる通り、直接的な覚知相は射映相そのままではないのである。)想像的に相手にとっての射映現相を泛かべるかどうかは、相手にとっての対象的所知の洞見にとって所詮は副次的な事柄にすぎない。——現相的風景世界に他人が共属的に現前するとき、一般には射映相こそ確然とは泛かばないが、あの視座からの布置的配景相とこの視座からの布置的配景相の区別性を覚識しつつ、自他が一箇同一の対象的所知を志向的に共有していることが意識される。ここに謂う自他共有の一箇同一の対象的所知=所知的対象の一総体が、現前する“実相的”な自他共通の“世界”

とされるものにほかならない。」188-9P

(対話⑧)「自分にとっての射映的現相と他人にとっての射映的現相が相違するという覚識は、こうして、一方、能知の側に即して言えば、自己の視座から“超出”して他者の視座に“扮技的に”立ちうることを事実的な存在条件とし、且つ同時に、他方、所知の側に即して言えば、自分と他人とが相異なる射映的現相を所与としつつも一箇同一の对象的所知(単一の意味的所識)を志向的に把持していることを論理的な前提条件としている。ここでは、後者の側面に留目して議論を進めよう。——対自的現相と対他的現相との相違というのは、自他が全く別々の対象を意識していることの謂いである以上、論理構制のうえで、ここには、「志向的所知対象の間主観的同一性」「射映的所与現相の間主観的相違性」という二重の構造的契機が存在している。この構制は或る種の論者たちが「他我認識」の不可能性を立言する場面でさえ付き纏う。茲に謂う「他我認識」とは、他人の自我という“人格的実体”を直接的な対象とするものではなく、他人(「ひと」のルビ)の有っている意識について“その内実”を別人が認識することの謂いなのであるが、或る種の論者たちはこの意味での「他我認識」(他人の有っている意識についての認識)でさえ不可能であると主張する。論者たちは、他人が意識を有った存在であることは既知の前提としたうえで、唯、他人の意識している内実は認識できないと主張するのである。議論の構造を見易くするために具体例を擬設しよう。いま、美術展で人々が一幅の絵画「モナ・リザ」の前に停って一斉に当の絵に視線を向けているものとする。他人たちが何ものかを見てとり何ごとかを意識していることまでは間違いないが、さて、その意識内実となると判らない、と論者は言う。だが、さしあたり、人々が「モナ・リザ」と俗称される特定の絵画＝対象を志向的に意識していることは“確か”ではないか？ このことまでを否認したのでは、他人が意識を有った存在であるという前提的容認が実際問題として自己否定されたに等しいであろう。(なるほど、一般論・公式論としてならば、他人とはそもそも意識を具えた存在なり、という強弁だけで済ますこともできるかもしれない。しかし、相手が現にいま意識しているという認定に際しては、実際問題として、具体相は不明でも、相手が何事かを現にいま意識しているという察知が存在条件をなす筈である。そして、われわれの擬設例で、ここにいう「意識されている何事か」の核をなすのが絵画「モナ・リザ」という志向的所知にほかならない。)ところで、絵画「モナ・リザ」という対象は、それについて様々な想念を更に泛かべうる“与件”ではあるが、原的な所与ではない。原的な所与は一定の射映相での感性的知覚現相であり、この所与がそれ以上の成る所識相で覚識されることにおいて“対象”たる絵画「モナ・リザ」が成立しているのである。爰において、観衆たちが一斉に絵画「モナ・リザ」を対象的に意識しているということが容認されるかぎり、各自にとっての射映的与件相は間主観的に相違するにせよ、所知的对象は間主観的に同一(単一)であることが容認されている所以となる。ここでの間主観的に同一な契機は、各人各人の多様な意識態勢全体からみれば微々たるものかもしれない。しかし、それは厳に存立するのである。(人々が、展覧会場の外で「モナ・リザ」について言語的に語り合っている場合もやはり同断である。)茲には「志向的所知対象の間主観的同一性」「射映的所与現相の間主観的相違性」という二重の構造的契機が存立していると言う所以であって、論者たちが認識不可能と称しているのは射映的な所与契機についてであり、論者たちが他人に意識性を容認しているときそれ

は志向的所識契機の共有性に定位してのことなのである。(人々が「モナ・リザ」について語り、その被表的意味が“理解”される場合には、当の被表的意味の間主観的同一性が論理構制上存立する。言語的交信によって、間主観的同一性が意味的所識契機に即して増大しうる。尤も、右の言い方では、相互“理解”ということが先取された形になっている。だが、意味的所識に即しての間主観的同一性の信憑が厳存する態勢、それが心理的にみての“理解”にほかならない。)」189-91P

(対話⑨)「論者たちは、ここで、次のように言うかもしれない。自分と他人とで射映相が違うということは、なるほど、それら射映相で映現する一箇同一の“本体”が間主観的に共有されていることを論理上意味する。また、他人が自分とは別様の射映意識をもつという覚知は他者の視座を“扮技”しうることを事実上含意する。ここまでは確かであるが、前者は単なる論理的仮構かもしれず、後者は単なる想像的臆測という“扮技”かもしれないでないか云々。論者たちはこの指摘によって「他我認識」とは“私”の一人角力(「ずもう」のルビ)にすぎない旨を言い立てようとする。——論者たちが。もし、他人が意識を有った存在であるという提題を単なる“私”の想像的臆測にすぎないと言うのであれば、これは別途に検討しなければならない。(論者たちが苟も他人が意識をもった存在であるということまでは既知の事実としつつ、そのうえで、他人の意識は認知不可能と主張する場合には、われわれとしては上述の通り、論者たちが既知とする“他人の意識”と、論者たちが不可知とする“他人の意識”とは同名異義的であることを指摘する。ここには「既知」かつ「不可知」という一見矛盾めきパラドックスめいた立言がみられるが、それは“他人の意識”なるタームが二義性を帯びているので真の矛盾ではない。論者たちは「意味的所識」としての“意識”と「現相的所与」としての“意識”とを二義的に混用しつつ、志向的所知対象という相での前者に関しては「既知的」、射映的所与現相という相での後者に関しては「不可知」と唱しているにすぎない。)偕、いまや、論者たちが一切を“私”の臆測だと言うさいには、「他我」の存在が臆測ということになっている。そこでは「他我」なるものが積極的には存在しない。「他我」が積極的に存在しないところでは、「自我」(=“私”)も没概念であろう。これでは「独我論」すら成立しえない。(確実に唯一の意識的存在が在るとは仮りに言っても、その“唯一確実な意識的存在”とやらを“私”(自我)と呼ぶ理由がなくなってしまう。それを「自我」と呼んだとしても、それは「他我」との示差的区別性を表わすものではなく、単なる固有名にすぎなくなってしまう所以である。)こうして、苟くも「他我—認識不可能」論であるかぎり、「他我」の存在を既知的前提とせざるをえず、そのかぎり、われわれが嚮に指摘したところが妥当する次第なのである。——ところで、論者たちのうちには“一人角力”をとる“私”なるものを先験的な次元で立てようと試みる者もある。この種の論者たちは、経験的自我と経験的他我とを同位・同格的に認め、これら経験的諸我のあいだでの“間主観的”な相互交通・相互影響・相互理解を認めたいうで、しかし、それは謂うなれば先験的自我の意識内に生ずる“夢”の中での出来事に類すると言う。論者たちは、人々が夢の中に登場する自分と夢みる自分とを同じ(一箇同一人物たる)“私”としてアイデンティファイするように、経験的自我と先験的自我をも「同じ」“私”であるとアイデンティファイしたがる。(このアイデンティフィケーションは、経験的自我なるものの“相貌”がいずれにせよ不明であるから、臆断にすぎない。そこで、先験的他我なる

ものを一切認めない場合には、嚮に卻けた独我論の場合と同様、先験的な「自我」が没概念となり、従って、先験的な“独我論”にすらなりえない。)論者たちのうちの多くは、経験的自我の背後に先験的自我を立てるだけでなく、経験的他我の背後にも先験的他我を立てる。そして、先験的自我については可知的であるが先験的他我については(存在しはするものの)不可知であるとし、先験的モノドロジーの構図を立てる。われわれのみるところ、論者たちが先験的他我を立てるのは、自我と他我とを同位的扱おうとする配慮からであり、従って、先験的自我の想定が卻けられれば先験的他我の想定も無用となり、先験的単子論(「モノドロジー」のルビ)の構図そのものも崩れる。われわれは論者たちの流儀による先験的自我の想定を卻けることによって先験的モノドロジーを排却する者であるが、この作業は「心—身」問題を論ずる後論を俟たねばならない。が、ここではとりあえず、第二章第三節で指摘した反省的“自己意識”の終局、その都度“私”が意識しているとされるさいの“私”に関する構制を想起して頂ければ、先験的自我なるものの想定が錯認であることを改めて剔抉するまでもないと念う。先験的自我に藉口した自家中毒説は、それゆえ、ここでは打ち棄てておこう。」191-3P

(対話⑩)「自我」「他我」という概念は“経験的諸我”の次元での具身的人称的主体に定位しつつ、同位・同格的に定立されていかるべきであるが、この場面にあっても、各自にとっての射映的現相こそ相異なれ、所識的对象性の志向的同一性・共有性が「自我」「他我」の共軌的・相補的な分立を権利づけるのである。——ところで、しかし、所識的对象性の間主観的共有性ということに関しては、他我認識不可能論の見地から依然として疑義の呈される余地が残っている。論者たちが、他我の存在を既定的としながらも他我認識(さしあたり他人の有っている意識内実の認識)が不可能であると主張するのは、論者たちの思念する「認識」なるものの構図に負うところが大きい。論者たちは「所与」と「所識」との二肢的二重性に盲目(ママ)であり、またわれわれが嚮に卻けた「視覚モデル型」の認識観に固執している。その結果として、論者たちは、他我認識不可能論に陥ってしまうのである。この間の事情を多少とも立入って見極めておこう。ここで論判しておきたい他我認識不可能論は、固より不可能性を顛から臆言するのではなく、われわれのターミノロジーで言えば、他人の意識の“射映相”を如実に知ることができないという論点をまずは押し出す。射映相が身体的視座に依属的である以上、他人にとっての厳密な射映相を如実に知覚できないということは確かである。(この点まではわれわれも認める。岐れるのはここからである。)ところで、論者たちの認識観からすれば、射映相を如実に覚知できない以上は結局のところ他人にとっての意識は全然認識できないことになる。論者たちといえども、“他我認識とは相手と全く合一してしまう相での認識なり”と定義しているわけではない。それにもかかわらず、彼らのパラダイムからすれば“自我の全き合一相での認識”ということが不可能ならば「射映差はもちつつも自他同一的と一応認めうるたぐいの認識」ですら抑々成立し得ない仕組みになっている。彼らとて、できようことなら、せめて後者のたぐいの自他共通の認識は認めたい筈なのであるが、彼らのパラダイムがそれを許さない。では、彼らのパラダイムはどうなっているのか? 極端に図式化して構図だけを載り出していけば、彼らは「知る」「認識する」とは“裡なる内的与件(射映相での与件)”を“内なる小人とも謂うべき認知的主観”が“内部から眺める”という構制での出来事だと思念している。

彼らの“定義”での「知る」を充当するには、内側に入り込んで“小人”の座を占めることが要件であるから、実際問題として、他人には無理である。彼らは、狭義の「知る」にかぎらず、意識することは“内的与件”を裡から“眺める”ことだという構図を崩さない。(勿論これは構図上の話であって、脳生理学的その他、複雑な道具立てを彼らが持出すことを承知のうえでの論断である。)となれば、他人にとっての如実の射映相を“裡側に入り込んで”“合一的に”“眺める”ことが別人にとっては不可能である以上、他我認識は原理的に不可能という“結論”に彼らの場合落付かざるを得ぬ道理なのである。——これに対して、われわれの場合、射映相が認識の構造的契機であることは認めても、その射映相を如実に“眺める”ことが「認識」「知る」の構制ではないこと、枢要なのは、第一肢的与件たる射映的所与を単なるそれ以上の或るもの etwas Mehr, etwas Anderes として覚知する第二肢的所識の契機、この“指向的相関項”であること、この“指向的所識”は間主観的に同一でありうること(しかも、この間主観的同一性が自他にとっての射映相の相違ということの存在条件、亦、自他の人称的成立の、溯っては能知的存在＝他我の覚知ということの可能性の条件になっていること)、このことに立脚する。そして射映的如実相は覚知できなくとも、所識的契機を知ることにおいて“他我認識”が成立しうる旨を主張する次第である。(われわれは“内なる与件”が各自の裡に収蔵されていて、それを内側から眺めるといふ論者たちの認識観の構図、あの“視覚型モデル”に由来する構図そのものを却ける。他者にとっての厳密な射映相を如実に知覚することはできないという前件をなすトートロジカルな事実は、われわれの認識観からすれば、決して“他我認識”の全面的な不可能性を帰結するものではない。)このさい、指向的意味所識の間主観的な自他的同一性・共通性・単一性という構制がわれわれの他我認識論(さしあたり他人の意識についての認識可能論)にとって鍵鑰(「けんやく」のルビ)をなすことは、行論を通じて既に彰(あき)らかな通りである。」193-5P・・・このところは共生論を批判する論攷への反論的内容になっていません。

(対話⑩)「自己と他己とのあいだの間主観性は、射映的所与相の対自・対他的な相違性を構造的契機としつつ、志向的所識の対自・対他的同一性(自他的共通性・単一性)という存立構制において成立する。そして、この構制が厳存するとき、自己と他己とのあいだに意味的所識の相互理解が成立していると言う。(尚、上述の通り、われわれは、この間主観的交渉全体を“内属”せしめている“先験的自我”なるものは存在しないと考える。この最後の論点については第三篇をも参看されたい。)」195P

第三段落——イデアールな「能識的或者」と「意味的所識」との相関性 195P

(この項の問題設定)「われわれは、今や、以上の迂路を経たことによって、イデアールな「能識的或者」と「意味的所識」との相関性について好便に論究することができる。——嚮の行論では、志向的所識の間主観的同一性・単一性をもっぱら強調し、恰かもこの同一者・単一者が個体的な対象的定在であるかのごとき言い方を辞さなかったが、間主観的に同一な志向的所識は個体的対象相のものとは限らない。間主観的に同一な意味的所識は「被指的意味」の相で覚識されがちであるとはいえ、原理的にはむしろ“被表的意味”であり、向妥当せしめられる“形相的契機”ともほかなるものではない。そして、この意味的所識の間主観的単一性・同一性ということは、素より超越的視点からみたさいに厳存すること

ではなく、当事意識におけるその都度の信憑である。当の信憑は反省的に不断の是正にさらされうる。(とはいえ、この反省的是正においては間主観的に同一・単一の意味的所識性がその都度定立されるのであり、意味的所識の間主観的同一性・単一性という構制・構図は崩れずに“付き纏う”のである。)あまつさえ、自分と他人とのあいだで意味的所識の間主観的同一性が信憑されているさいの“自分”および“他人”は“自分としての自分”“他人としての他人”とは限らないのであって、“他人としての自分”“自分としての他人”という自己分裂的自己統一の相でもありうる。そのことによって、例えば、蜻蛉(「とんぼ」のルビ)を他人が誤って<トリ>と覚知していることを察知するといった次元ばかりでなく、他人にとっての現相的所与相(射映的所与相)をも推察することが現に可能となる。この機制に負うて、単なる“自分としての自分”だけの直接的な体験だけではおよそ持ち得ないであろうような豊富・複雑な“知識内容”を人々は現実を持つようになる。(謂う所の“知識内容”なるものは、発生論的な当初的局面においては勿論「言語」以前の成立するにしても、成人における「知識内容」の具体的な相在は言語的交通を通じて間主観的に形成されたものと言えよう。表情や身振の次元をも含めた間主体的な交通がなければ自己・他己の意識、従って「自我」なるものが対自的に成立することがそもそも不可能であるばかりでなく、各自に“固有”の“意識(内容)”と称されるものも間主体的交通によって形成されたものにほかならないのである。他者の意識事態についての“理解”“認識”が自己の“意識事態”なるものの定在・相在にとって“存在条件”をなす次第なのである。) 195-6P

(対話①)「他人の意識事態に関する“理解”“認識”は無論一回起的に完結するものではなく、不断の矯正過程にあり、この矯正は(その都度、あの“所識的な志向的相関項”の間主観的同一性という論理構制の埒内で、しかも、この構制を現実的な機制としつつ)主として言語的交通を介しておこなわれる。そして、自他にとっての射映相の相違ということが“確認”されるのも、この言語的交通によってである。経験的・日常的には、他人に関する自分の思念が“他人”本人によって追認されるとき、緩くは、他人によってそれが是正されることなく協働が円滑に進捗するとき“他我認識”が現実におこなわれているものと信憑される。これは、なるほど常識的次元での議論であって、哲学的・原理的な問題次元ではこれを単独に追認しただけでは済まないかもしれない。慥かに、個々の“他我認識”は誤謬と認定される可能性を孕んでおり、単なる私念にすぎなかったことが自覚化されうることを免れない。がしかし、この“誤謬の可能性”“私念にすぎないかもしれない”ということ、このこと自身の“存在論的構造”を省察してみると、まさに上述しておいた“所識的相関項”の間主観的志向性・同一性という機制が前梯的基礎になっていることが判る。」

196-7P

(対話②)「ここで留目したいのは、志向的意味所識の間主観的同一性が不断に矯正的に措定されて行くことにおいて、意味的所識が間主観的同一相で形成されることと相即的に、能知的意識の側も間主観的に相同化して行くという事態である。この形成過程そのことについては必要最低限の事項を前節で述べておいたが、ここでは、能知的意識の間主観的同調化を相即的に支えるイデアールな「意味的所識」の存立性が「能識的或者」の存立を根拠づけるという事情が銘記されねばならない。「意味的所識」は、それ自身としてレアールには“無”であるとはいえ、例えばルビンの杯といった反転図形において典型的に知られる

ように、現相的所与は同一でも所識たるその相違に応じて現相的所知事態が一変するという事実に拠ってまず一定の存立性を現に有つ。そして、さらに、「意味的所識」は単に自分にとってだけでなく他者たちにも存立するという間主観性、共同主観的同一性の故に、単なる自分一人の私念ではないこと、この間主観的妥当性に拠っても存立性を有つ。かかる「意味的所識」を向妥当せしめる“形式”が共同主観的に同型化しているかぎり“共同主観的な或者”である。この“共同主観的な能識的或者”はそれ自身としてレアルには“無”であるにせよ、共同主観的な意味的所識を“質料”に向妥当せしめる“構成形式”として“保有”する相に形成されている者として現相世界の現相在を依って在らしめる積極的な一契機であり、そのことにおいて積極的な存立性を有つ。——こうして、間主観的同一相に形成されて存立する「意味的所識」と「能識的或者」とは、それ自身としてはイルレアル＝イデアールな形象(「ゲビルデ」のルビ)にすぎないにもかかわらず、単なる“無”ではなくして、現相世界の現相在を媒介的に成立せしめている契機として、相即的・相関的に、積極的な存立性を有するのである。」 197-8P

(対話③)「われわれは、本節の初めに「現相的所与」と「能知的誰某」との必然的連関を述べ、右でいま「意味的所識」と「能識的或者」との相関性を追認した。——「現相的所与」と「意味的所識」との関連、これについては先に前々節ならびに前節、溯っては前々章ならびに前章(このかた)主題的に論考しておいたので、ここに再唱するには及ばないであろう。——現相世界の存在構造を媒介的に支える四つの契機は、所知の側のレアル・イデアールな二肢的二重性、能知の側のレアル・イデアールな二肢的二重相というかたちで両つの二肢的成態を形成するばかりでなく、レアルな契機どうし、イデアールな契機どうしもリンケージを形成し、以って、四肢的連環を成しているのである。」 198P

(対話④)「附言しておけば、われわれは行論の途次、現相的分節態(「フェノメノン」のルビ)が現前するという事態について、それを支える諸契機の連関を対自化すべく、現相的所与が意味的所識として能知的意識に“対妥当”するとか、能知的主体が意味的所識を“保有”するとか、能知的主体が意味的所識を“形式”的契機として“質料”的契機たる現相的所与に“向妥当”せしめるとか、能知的誰某が現相的所与によって“制約”されるとか、この種の立言を事としてきたが、二肢的連関ないし三肢的連関は四肢的全体連関の射影的部面であって、真実態においては、その都度すでに、現相的世界の現前(「フォルコメン」のルビ)は四肢的連関態の一総体によって媒介的に支えられているのであり、現相的世界の現前という事態は四肢的構造成態なのである。現相的世界が能知的主体に現前するという事態を、われわれは、「現相的所与」が「意味的所識」として「能識的或者」としての「能知的誰某」に対妥当すると言ひ、現前の対他者性・対自己性を明示するさいには「意味的所識」が「現相的所与」に即して「能識的或者」としての「能知的誰某」に帰属すると言ふ。また、現相の能知による被媒介性を明示するためには、「能識的或者」としての「能知的誰某」が質料的契機たる「現相的所与」に形相的契機たる「意味的所識」を向妥当せしめると言ふ。われわれは、これを簡略化して、「与件」が「或るもの」として「或る者」としての「誰か」に現前する Gegebens als etwas vorkommt jemandem als etwem と標記する場合もある。——われわれは、意識は常に何ものかについての意識である(Bewußtsein von etwas)という命題を勿論追認する。が、しかし、単に「についての」(von)という規定

では十全でないとする。けだし、これで以ては、所知その都度所与以上の或るものであること、レアール・イデアールの二肢的な構造成態であること、これが明示されておらず、また、能知がその都度人称的誰某以上の共同主観的或者であること、レアール・イデアールの二重的構造成態であること、これが明示されていないからである。われわれは「意識」の、剝切には「現相」現前の、原基的構造範式として、前掲の通り、「現相的所与」が「意味的所識」として「能識的或者」としての「能知的誰某」に対妥当するという両つのレアール・イデアールな二肢的成態の連関、都合四肢的な構造的連環態を挙示する。そして、この四肢的構造成態をわれわれは「事」と呼ぶ。」 198-9P

(対話⑤次の篇の課題)「われわれは、謂う所の四肢的構造成態を審らかに見据えるためにも、本篇では敢て括弧に収めてきたいわゆる高次的認識の次元にまで視界を拡充し、対他・対自の間主観性の存立実態をも深層的に把え返しつつ、認識的世界の実相をより精微に究明していかなければならない。」 199P

映像鑑賞メモ

たわしの映像鑑賞メモ 079

・キム・ソンス監督「ソウルの春」2023

昨年未尹錫悦（ユン・ソンニョル）大統領が非常事態宣言という形でクーデターを起こし、民衆とそれに支えられた議員がそれを国会で取り消し宣言し、大統領の弾劾まで進んでいます。その民衆の決起に、その前年に劇場公開されたこの映画の影響があったと言われています。

わたしは、最近劇場で映画を観なくなっていたのですが、これは観なくてはとインターネットのビデオで観ました。「春」という題名がついているのですが、そもそも全斗煥（チョン・ドファン）のクーデターで、クーデター軍とそれを鎮圧しようという軍同士のせめぎ合いを描いた映画で、独裁をひいていた朴正熙（パク・チョンヒ）大統領の暗殺から、一瞬「春」のきざしが出てくるのかというときの、全斗煥のクーデターでの軍事独裁の継続という映画です。その映画を観ることによって、韓国の民衆はクーデターがどのようにして起こり、せめぎ合いがどうなるのかを学んでいたのが、尹錫悦が軍隊を動かして国会に突入・占拠、議員や運動家などの逮捕・暗殺を図っていたのを、民衆が国会に押し寄せ、軍隊に対峙し、軍も光州事件などの民衆への発砲などという歴史を押さえていたので、民衆に発砲することなく、抑え込まれ・撤回したということになったのです。

この映画は春遠くという内容で、暗い気持ちになったので、もうひとつ続けてチャン・ジュナン監督「1987、ある闘いの真実」1917を観ました。これは、全斗煥独裁政権下で学生の拷問死事件が起き、民衆が立ち上がり、大統領の公選制へと進むきっかけになる動きを民衆の決起とともに描いた映画です。どちらにしても、韓国の弾圧の熾烈さと民衆のそれへの反対の運動の歴史ということがあり、一方で日本はと思うと、運動がいかにも簡単に抑え込まれ、デマに簡単に流される状況、きっちり腰を据えた運動をと、念いを強くしたのです。

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

- ◆「反障害通信 164 号」アップ(25/1/18)
- ◆「反差別資料室C」の「文献室」、新しい本の購入や読書に合わせて、今年5月の末に1年余ぶりにリアップしました。
- ◆メインホームページ「反障害－反差別研究会のHP」のIV. F[廣松ノート]
<http://www.taica.info/hiromatunote.html>に『物象化論の構図』をアップしました。
- ◆「反差別資料室C」で、「B.「反差別原論」断章」に掲載していた原稿の内、反原発・反核問題に關説している論考を重複させて、「E.反原発・反核」にも掲載しました。最初の()内数字が、「E.反原発・反核」の通し番号、次の(8)以降の()内数字が、「B.「反差別原論」断章」の通し番号です。ちなみに、最後の数字は、所収している「反障害通信」の号数です。
- ◆『反障害原論——障害問題のパラダイム転換のために——』の校正を追加しています。
[adbs-c4.pdf](#)

(編集後記)

- ◆3日はお休みにしたので、今年最初の号です。2月からまた月二に戻します。『存在と意味』を分割にしたので、一回分を少なくして(少なくなるのは166号からです)、月二を続けます。『存在と意味』の読書メモが終わったら、月一に戻す予定です。余り体調がよくないのですが、文を書く分には元気で、何とか続けています。
- ◆巻頭言は、前々回の続き、兵庫県の動きをインターネットで追っかけています。何故、斉藤知事が再選されたのか、保守が反民主主義的動きをした斉藤知事を臆面も無く推した基礎票の上にファシズム的なデマ情報に乗せられた県民の動き、こんなことを許したら、まさにファシズムへの道一直線です。この間ファシズム論をやってきたので、その地平からのとらえ返しです。
- ◆読書メモは、『存在と意味』の4回目。やっと第一篇を終えました。先が長いのですが、メモ草稿は、第三篇第一章まで終えています。まだ、第二巻があるので、先が長くどこまでやれるのか、何とか第一次作業は終えたいと思っています。
- ◆映像鑑賞メモ、韓国の大統領戒厳令で話題になっていた「ソウルの春」をビデオで観た鑑賞メモです。クーデターというのはこのようにして起こるのだということが、まさにリアルに重なっています。それにしても韓国の民衆の民主的行動力、日本でもどうしたら民衆の潜在力を引き出せるのか考え込んでいます。
- ◆わたしが住んでいる地方自治体で、兵庫県のような、民主主義のイロハも分からないような、無茶苦茶な市政が起きています。わたしは宿題をいろいろ抱えているので、反原発の活動と、以前やった戦争法案反対の活動から、総掛かりの国会周辺での19日行動にしばってしまいました。で、地域の活動を封印していたのですが、余りのひどさについつい動いてしまいました。そのあたりのこと、次々回の巻頭言でちょっと書いてみようと思っています。それにしても、次から次に課題が出て来て、宿題が進みません。尤も「運動のための

理論」を標榜しているのですから、それは、それできちんと取り組んでいくことなのだとも思っています。

反障害—反差別研究会

■会の方針

「障害学において、「障害とは何か」という突き詰めがなされないまま、議論の煮詰めもなされないままでした。そこから起きる混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げていました。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この「会」でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成の作業です。「会」としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとらえ返ししながら、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会を変えようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としながら議論・深化していきたいと考えています。(文責 三村)

■連絡・アクセス先

Eメール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害—反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>

反差別資料室 A <https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1>